

募集要領

保険期間	2023年10月1日午後4時から2024年10月1日午後4時までの1年間 中途加入：申込日の翌月1日午前0時から2024年10月1日午後4時まで。
保険料の払込方法	毎月の給与から引去りいたします。2023年12月より2024年11月までの12回払です。 中途加入：補償開始月の2か月後給与から引去り開始いたします。
お申込み方法	<p>■新しく加入される方(中途加入を含む) 「加入申込票」にご記入・ご署名のうえ、ご提出ください。</p> <p>■ご加入いただいている方で、加入申込票に印字されている内容に変更のない場合 お手続きは不要です。前年の加入内容に応じた内容で自動継続させていただきます。</p> <p><自動継続の取扱いについて></p> <p>●前年からお加入の皆さまについては、ご加入内容の変更や継続停止のご連絡がない場合、今回の募集においては前年ご加入の内容に応じたセット・口数での自動継続加入の取扱いとさせていただきます。(年齢の進行により保険料表の年齢区分が変わる場合は、ご継続時のご年齢による保険料となりますのでご了承ください。)</p> <p>■ご加入いただいている方で、加入申込票に印字されている内容に変更のある場合 訂正・変更のうえ、加入申込票をご提出ください。※9～10ページの記入例をご確認ください。 健康状況告知欄は前年加入の内容が印字されています。再告知をされる場合は、新たな告知内容に訂正ください。 その際、訂正箇所には訂正署名のうえ、「告知者ご署名欄」にご署名ください。 健康状況告知書のご記入については11～14ページをご確認ください。</p>
加入申込票提出先	住化不動産株式会社 保険事業部

《ご連絡・お問合わせ先》

代理店・扱者

住化不動産株式会社 保険事業部

〒541-0043 大阪市中央区高麗橋4-6-17 住化不動産横堀ビル

大阪 TEL：06-6220-3010 FAX：06-6220-3267

東京 TEL：03-6837-9001 FAX：03-6837-9004

愛媛 TEL：0897-37-1825 FAX：0897-37-1812

ハリマ TEL：079-435-6070 FAX：079-430-2152

大分 TEL：097-523-1238 FAX：097-523-1186

千葉 TEL：0436-61-4593 FAX：0436-61-4599

フリーダイヤル 0120-122-043

メールアドレス hoken@sumika-fudosan.co.jp

ホームページ <https://www.sumika-fudosan.co.jp>



スマートフォンの方はこちら

メールでのお問合わせは
こちらから



ホームページは
こちらから



引受保険会社 / 三井住友海上火災保険株式会社

東京都千代田区神田駿河台3-11-1 TEL：03-3259-6665

A23-100532 承認年月：2023年6月

2023年度

住友化学グループの皆さまへ

《団体保険のご案内》



万一のケガや病気に備えるために!

ケガと病気の保険

団体総合生活補償保険(MS&AD型)・所得補償保険

住友化学グループ団体保険はメリットがたくさん!
詳しくは中面をご覧ください!

各ページのQRコードで主な補償のご説明をご確認いただけます。



25%割引!



ご家族も
加入できます!



入院は
1日目から補償!



簡単な告知で
加入できます!



保険期間

2023年10月1日午後4時から 2024年10月1日午後4時まで
※保険期間の途中でも毎月1日付けて加入いただけます。

自動更新

募集締切日

2023年8月31日(木)

保険料の
払込方法

2023年12月給与より控除開始12回払い

住友化学株式会社

[代理店・扱者]住化不動産株式会社

ケガと病気の保険は、住友化学グループ団体割引25%が適用されます。

この保険は、住友化学株式会社が保険契約者となり、住友化学グループとしてのスケールメリットを活かした福利厚生制度の団体契約です。

充実した補償内容!!

ケガや病気、先進医療や親介護、携行品の補償など皆さまとご家族の生活設計にお役に立ちます。

簡単・便利なお支払い!!

保険料引去口座の設定は不要
毎月の保険料は給与引去りです。

退職後も継続加入OK!!

ご退職後も継続加入いただけます。
一定条件を満たせば「終身医療保険」への移行も可能です。

生命保険料控除対象!!

疾病保険料は、所得税・住民税の所得控除が受けられます。

私的自助努力部分
個人設計の各種保険や各種貯蓄

会社福利厚生制度・自助努力部分
財形貯蓄、従業員持株会、**「ケガと病気の保険」は社員の皆さまの自助努力を支援しています。**
団体保険(会社が契約者の保険)など

会社の補償制度
人事規程の各種制度、共済会の補償、所属団体や労働組合など

公的保障
社会保険制度(厚生年金・健康保険・労災・雇用) 税制特別措置、公的給付など

お申込人となれる方

住友化学株式会社およびそのグループ会社の役員・従業員に限ります。

ご加入いただける方(被保険者(補償の対象者)本人^{*1}となれる方)

この団体契約は
ご本人を基点として、以下のご家族の方にご加入いただくことができます!
【被保険者(補償の対象者)本人^{*1}としてご加入いただける方の範囲】
①ご本人 ②配偶者・子ども・両親・兄弟姉妹 ③ご本人と同居の②以外の親族^{*2}

別居の方でもOK!

同居の方ならOK!

①ご本人
②配偶者・子ども・両親・兄弟姉妹
③ご本人と同居の②以外の親族

【親介護の特約被保険者(介護対象者)となれる方】

※1 被保険者とは、加入申込票の「被保険者氏名」欄に記載された方をいいます。
※2 親族とは、6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。

ライフステージに合わせた補償の選び方(加入例)

	保険料例	ご本人さま	配偶者さま	お子さま	ご両親
20代 入社 【22才・独身】	1,130円/月	ケガのみコース A3×3口 1,020円 日常生活賠償 110円			
社会人になったら 万が一、他人に迷惑をかけたときに 社会人として責任を果たせるように、保険の加入を検討しましょう。					
30代 結婚 【30才・妻28才】	4,760円/月	ケガと病気コース A1×5口 2,400円 日常生活賠償 110円	ケガと病気コース A1×5口 2,250円		
大切な家族を守るために 結婚したら、子どもができれば 補償内容の見直しをしましょう。					
子ども誕生 【33才・妻31才・子ども2才】	6,840円/月	ケガと病気コース A1×5口 2,400円 先進医療 60円 日常生活賠償 110円	ケガと病気コース A1×5口 2,400円 先進医療 60円 携行品 110円	ケガのみコース A3×5口 1,700円	
お子様にはケガの補償を 通院の補償あり。					
40代・50代 住宅購入 【45才・妻43才・子ども14才・両親74才】	9,320円/月	ケガと病気コース A1×5口 2,700円 先進医療 60円 日常生活賠償 110円	ケガと病気コース A1×5口 2,450円 先進医療 60円	ケガのみコース A3×5口 1,700円	親介護 W2×2名 2,240円
生涯を安心して暮らすために 終身タイプの医療保険に移行して生涯の病気リスクに備えましょう。					
子ども独立 【53才・妻51才・親82才】	12,820円/月	ケガと病気コース A1×5口 3,100円 先進医療 60円 日常生活賠償 110円	ケガと病気コース A1×5口 3,100円 先進医療 60円		親介護 W2×1名 6,390円
60代 退職=OB 【60才・妻58才】	6,730円/年		OBケガのみ夫婦型 G2×1口 5,520円/年 日常生活賠償 1,210円/年		
☆【退職者移行制度】をご利用いただけます。 「OBケガと病気の保険」で継続いただけます。					

☆【退職者移行制度】「ケガと病気コース」の疾病部分は、簡易な告知で三井住友海上あいおい生命の新医療保険「Aセレクト」へ移行できる制度です。

INDEX

スケールメリット・加入例.....	1～2p	健康状況告知書質問事項.....	11～14p
ケガと病気の保険		ご契約者さま専用ページ 登録方法のご案内...	17～18p
■ケガのみコース(基本セット).....	3p	所得補償保険.....	19p
■ケガと病気コース(基本セット).....	4p	「夫婦型」「家族型」プランのご案内.....	20p
ご退職後は.....	5～6p	生活サポートサービス.....	21p
ケガと病気の保険 オプション.....	7～8p	請求手続きについて.....	22p
加入申込票 記入例.....	9～10p	保険の概要、重要事項のご説明.....	23p～

ケガと病気の保険

基本セット(個人型)
 <団体総合生活補償保険(MS&AD型)>



基本セット

ケガのみコース



ケガによる保険金支払事例 (住友化学グループのお支払い実績より)

自宅玄関で滑って転倒し頭を打った。脳挫傷。 支払保険金 9,974,502円	スノーボードにて滑走中に転倒し左鎖骨を骨折。 支払保険金 180,000円	夕食調理中、指先を切ってしまった。 支払保険金 4,000円	スポーツ大会参加中、側溝に落ち転倒。右膝半月板損傷。 支払保険金 434,579円	サッカーの試合中、接触し右ふくらはぎ挫傷。 支払保険金 15,000円
--	---	--	---	---

■保険料と保険金額 <1口あたり・10口限度>

熱中症も補償します!

セット名	A2	A3《天災危険補償付》
ケガで死亡または後遺障害が残ったとき 傷害死亡・後遺障害保険金	100万円	100万円
ケガで入院したとき 傷害入院保険金	180日限度(お支払対象期間1,095日まで) 1日につき 1,000円	
ケガで手術したとき 傷害手術保険金	① 入院中に受けた手術の場合 傷害入院保険金日額の10倍 ② ①以外の手術の場合 傷害入院保険金日額の5倍	
ケガで通院したとき 傷害通院保険金	90日限度(お支払対象期間180日まで) 1日につき 600円	
月払保険料	310円	340円

- 上記セットには熱中症危険補償特約がセットされておりますので、急激かつ外来による日射または熱射により被った身体障害についても傷害保険金(傷害死亡保険金を除きます。)の支払い対象となります。
 - A3セットには天災危険補償特約がセットされておりますので、地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガの場合も傷害保険金の支払い対象となります。
- 「ケガのみコース」は、「夫婦型」「家族型」プランもご用意しています。詳しくは20ページをご覧ください。

オプションへのご加入をご希望の方は、7~8ページをご覧ください。

今年度の主な改定のポイント

改定1	すべての基本補償に「熱中症危険補償特約」がセットされます!
改定2	携行品損害の補償を拡大し、補聴器も補償の対象としました!
改定3	告知事項を改定し、告知内容やお引受条件が簡素化されました!
改定4	特定感染症特約を廃止しましたので、A4セットにご加入の方はA3セットへ自動読み替えいたしました!

万一のケガや病気に備える保険です。
 「ケガのみコース」と「ケガと病気コース」があり、ご家族も加入できます。



基本セット

ケガと病気コース



POINT 1 ケガ・病気を問わず*補償

*ただし、傷害死亡保険金・傷害後遺障害保険金は、事故によるケガの場合のみ補償します。

POINT 2 日帰り入院から保険金をお支払い。短い入院でもお役に立ちます!

■保険料と保険金額 <1口あたり・10口限度>

3口以上継続して2年以上ご加入いただいている方は
ご退職後Aセレクトに移行できます。

セット名	A1《天災危険補償付》
病気で入院したとき 疾病入院保険金	180日限度(お支払対象期間1,095日まで) 1日につき 1,000円
病気で手術したとき 疾病手術保険金	① 入院中に受けた手術の場合 疾病入院保険金日額の20倍 ② ①以外の手術の場合 疾病入院保険金日額の5倍
病気で通院したとき 疾病通院保険金*	30日限度(お支払対象期間180日まで) 1日につき 600円
病気で放射線治療を受けたとき 疾病放射線治療保険金	疾病入院保険金日額の10倍
ケガで死亡または後遺障害が残ったとき 傷害死亡・後遺障害保険金	100万円
ケガで入院したとき 傷害入院保険金	180日限度(お支払対象期間1,095日まで) 1日につき 1,000円
ケガで手術したとき 傷害手術保険金	① 入院中に受けた手術の場合 傷害入院保険金日額の10倍 ② ①以外の手術の場合 傷害入院保険金日額の5倍
ケガで通院したとき 傷害通院保険金	90日限度(お支払対象期間180日まで) 1日につき 600円

熱中症も補償します!

満年齢	月払保険料	満年齢	月払保険料
生後15日~4才	450円	45~49才	540円
5~9才	430円	50~54才	620円
10~14才	390円	55~59才	730円
15~19才	390円	60~64才	910円
20~24才	420円	65~69才	1,230円
25~29才	450円	70~74才	1,670円
30~34才	480円	75~79才	2,480円
35~39才	490円	80~84才	3,620円
40~44才	490円	85~89才	4,000円

- 上記セットには熱中症危険補償特約がセットされておりますので、急激かつ外来による日射または熱射により被った身体障害についても傷害保険金(傷害死亡保険金を除きます。)の支払い対象となります。
 - 上記セットには天災危険補償特約がセットされておりますので、地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガの場合も傷害保険金の支払い対象となります。
 - 「ケガと病気コース」にご加入の場合、年齢は保険期間の開始時点(2023年10月1日)の満年齢でご加入ください。
- *疾病通院の補償は疾病入院保険金をお支払いする疾病入院が終了し、退院した後、その疾病入院の原因となった病気の治療のため、通院された場合に限りです。

★保険金のお支払い例



退職後の補償も考えている方へ

ご退職後は三井住友海上あいおい生命の「新医療保険Aセレクト」への移行が可能!

※一定条件を満たせば簡単に移行できます
 A1セットを3口以上継続して2年以上ご加入いただいている方
 過去5年以内にがんによる治療を受けていない方 等

例えば 脳卒中と診断され、30日間入院し入院中に手術、退院後も10日間通院。(3口ご加入の場合)

疾病入院保険金: 3,000円 × 30日 合計
 疾病手術保険金: 60,000円
 疾病通院保険金: 1,800円 × 10日 **168,000円**

※移行条件の詳細は5~6ページをご覧ください。

オプションへのご加入をご希望の方は、7~8ページをご覧ください。

退職時に「ケガと病気コース」の疾病補償を

現行制度
三井住友海上火災保険株式会社
「ケガと病気コース」

移行後契約
三井住友海上あいおい生命保険株式会社
エース
終身医療保険「医療保険Aセレクト」

一生涯の保障へ移行できます！

「ケガと病気コース(A1)」に3口以上ご加入の方が対象です



退職者向け終身医療保険のポイントをご紹介します！

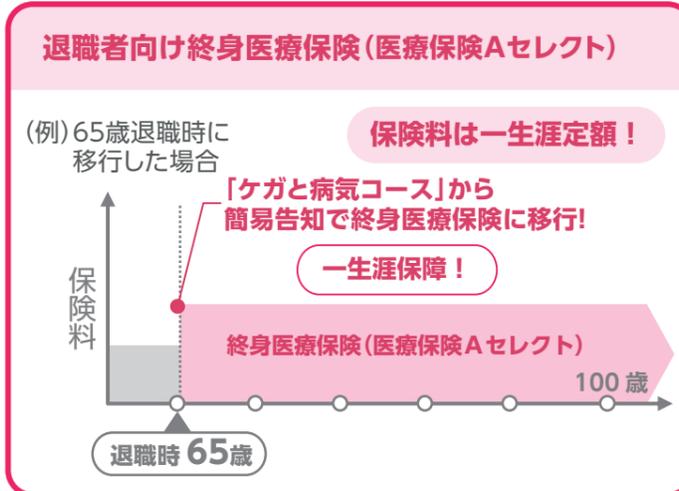
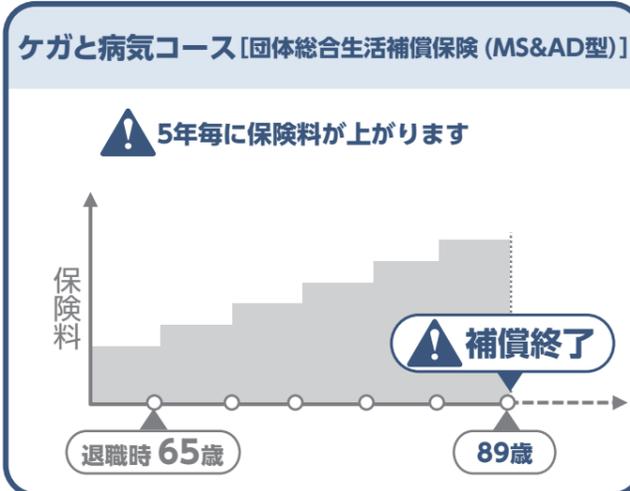
Point 1



月々の保険料は一生涯定額です！

「ケガと病気コース」は5歳刻みで保険料がアップしますが、
終身医療保険はご加入時の保険料から上がりません！

【保険料イメージ】



保障も一生涯続く！

「ケガと病気コース」の疾病補償部分は89歳までの補償です。
終身医療保険に移行すると
病気・ケガによる入院等の保障が一生涯続きます！
※それぞれの商品で補償(保障)内容は異なりますので、詳しくは各パンフレットをご覧ください。

告知項目はたった1つ！

Point 2



通常のご契約と比べ、簡易な告知で移行できます！

ご加入にあたりましては、下記の告知項目を確認させていただきます。

過去5年以内にガン(肉腫、白血病、悪性リンパ腫、骨髄腫、上皮内ガンを含む)により、
医師による手術または医師の診察・検査・治療・投薬を受けたことがありますか？

なお、退職者等移行制度では、「ケガと病気コース」加入時の健康状況の条件を引き継ぎます。

移行制度ご利用の条件

移行のタイミング 退職時または満期時

移行制度をご利用いただくためには、以下の5つの条件を満たしていただく必要があります。

- ①「ケガと病気コース」の被保険者であること
- ②「ケガと病気コース」に継続して2年間以上かつ3口以上加入していること
- ③過去2年以内に入院保険金、手術保険金または放射線治療保険金の支払いがないこと
※お申し込み後、移行手続き開始までに請求が発生した場合も移行制度の対象外となります。
- ④保険金額など、「ケガと病気コース」の加入内容より保険責任が拡大・増額しないこと
- ⑤ガンに関する告知に該当しないこと
告知事項⇒「過去5年以内に、ガンにより、医師による手術または医師の診察・検査・治療・投薬を受けたことがありますか(ガンには、肉腫、白血病、悪性リンパ腫、骨髄腫、上皮内ガンを含む)。」

補償(保障)内容例

商品名		現行制度	移行後契約
		ケガと病気コース (A1セット 5口)	医療保険Aセレクト (払込期間中無解約返戻金型)
基本補償(保障)	入院	日額 5,000円 1回の入院の支払限度日数 180日	5,000円 入院5日目までは一律5日分 120日
	手術	入院中の手術	入院給付金日額の20倍
		外来での手術	入院給付金日額の5倍
その他		疾病放射線治療 疾病入院日額の10倍	放射線治療 入院給付金日額の10倍 集中治療室(ICU)管理 入院給付金日額の20倍

プランや年齢、性別によって保険料は異なります。それぞれの
保険料詳細は、取扱代理店にお問い合わせください。

※医療保険Aセレクトは「低・無解約返戻金選択型医療保険(18)無配当」の販売名称です。
※保険料払込期間中に解約された場合には解約返戻金はありません。
※生命保険契約のご検討に際しては、必ず「契約概要(移行制度専用)」「注意喚起情報(移行制度専用)」「ご契約のしおり・約款」「ご契約のしおり・約款(移行制度専用)」をご覧ください。

※三井住友海上あいおい生命で既にご契約がある方等、ご契約内容によっては移行できない場合や特約が付加できない場合があります。
※移行後契約は、2023年5月現在の商品を記載しています。今後変更となる場合がありますので、移行時には必ず移行後契約の商品内容をご確認ください。

ケガと病気の保険

オプション

全ての基本セット(個人型)につけることができます!!

先進医療を受けなければならなくなった…、親御さまの介護が必要になった…、などの場合に備えた特約を選ぶことができます。

公的医療保険の対象外となる、先進医療にかかる費用(技術料)等を補償する特約です。



先進医療費用～先進医療費用保険金補償特約～

- 「先進医療」とは、厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に厚生労働大臣が定めるもの(先進医療ごとに別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるもの)に限ります。)をいいます。
- 先進医療の種類および実施医療機関については厚生労働省のホームページでご確認ください。

POINT 1

先進医療にかかる費用(技術料)等※1を補償

高額になりがちな医療費の不安を解消します!



主な先進医療例として次のものがあげられます。*2

技術名	年間実施件数	平均費用
陽子線治療	1,293件	2,692,988円
重粒子線治療	562件	3,162,781円

※1 先進医療にかかる費用(技術料)に加えて、その治療に必要な交通費、宿泊費も補償します。なお、自己負担額が一定額を超えた場合に払い戻される高額療養費制度の適用を受けたときは、その払い戻し部分に対しては保険金をお支払いしません。

※2 令和4年12月8日 厚生労働省「第117回先進医療会議」資料の「令和4年度先進医療技術の実績報告等について」より抜粋。

POINT 2

先進医療を受けるための交通費・宿泊費も補償

例えば、重粒子線治療を実施している医療機関は、全国で7病院*3に限られます。

*3 令和5年4月1日現在 厚生労働省ホームページより(千葉県・兵庫県・群馬県・佐賀県・神奈川県・大阪府・山形県)

●補償する交通費・宿泊費とは…

- 先進医療を受けるための医療機関との間の往復交通費
- 先進医療を受けるための宿泊費(1泊につき1万円限度)



先進医療費用保険金補償特約に加入される場合は、健康に関する告知が必要です。(既に「ケガと病気コース」に加入されている方でも、再度告知が必要になります。●再告知された場合、先進医療費用部分だけではなく基本補償についても再告知された内容が適用されます。詳細は11～14ページをご覧ください。

例えば、がん治療に効果が見込まれる重粒子線治療の自己負担金額は…

約**316万円***2

先進医療を実施している医療機関は限られており、治療費に加えて交通費・宿泊費の負担も考えなければなりません。

■保険料と保険金額 < 1口限度 >

セット名	S1
先進医療費用保険金	1,000万円(限度) (交通費・宿泊費を含みます)
月払保険料	60円

親御さまの介護に備えて、「親介護一時金支払特約」をご検討ください。



親介護～親介護一時金支払特約～

特約被保険者として加入者証に記載された被保険者本人の親(姻族を含む)最大2名が要介護2以上の状態となり、90日を超えて継続した場合に、

一時金として**100万円**をお支払いします。

要介護2状態の目安

- 立ち上がりや片足での立位保持、歩行などに何らかの支えを必要。
- 衣服の着脱は何とかできる。等

介護のため一時的に必要な費用(介護用品・住宅リフォーム費用等)に充当することを目的とした特約です。

■保険料と保険金額 < 1口限度 >

セット名	W2		
親介護一時金	100万円		
親御さまのご年齢	月払保険料	親御さまのご年齢	月払保険料
20～44才	10円	65～69才	490円
45～49才	20円	70～74才	1,120円
50～54才	40円	75～79才	2,480円
55～59才	90円	80～84才	6,390円
60～64才	210円	85～89才	12,810円

<補償対象となれる親御さま>

被保険者ご本人の親(姻族を含みます。)でかつ満年齢が20才以上、89才以下(2023年10月1日時点)



日常生活賠償

示談交渉サービス付
(日本国内のみ)



ご存知ですか?

条例により、自転車を利用される方に、保険等への加入を求める自治体があります。

【条例:施行自治体】
義務 / 大阪府・愛媛県・大分県・福岡県・兵庫県・京都府・奈良県・東京都・埼玉県・神奈川県・千葉県 他
努力義務 / 北海道・茨城県・青森県 他
(令和5年4月1日現在) 出典元:国土交通省 自転車損害賠償責任保険等への加入促進について

例えばこんなときにお役に立ちます



キャッチボールをしていて他人の家の窓ガラスを割った
風呂をあふれさせ、階下の他人宅を水浸しにした
自転車で走っていて、他人にケガをさせた

実際に自転車の**高額賠償事故**が起っています!

高額な賠償判決の事例

判決認定額*

約**9,500万円**

(神戸地方裁判所2013年7月4日判決)



自転車で坂を下っている際に女性と衝突。被害者は意識が戻らない状態になった。

(*)判決認定額とは、上記裁判における判決文で加害者が支払いを命じられた金額です(上記金額は概算額)。上記裁判後の上訴等により、加害者が実際に支払う金額とは異なる可能性があります。

被保険者の範囲

- (a) 本人(*1)
- (b) 本人(*1)の配偶者
- (c) 同居の親族(本人(*1)またはその配偶者と同居の、本人(*1)またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族)
- (d) 別居の未婚の子(本人(*1)またはその配偶者と別居の、本人(*1)またはその配偶者の未婚の子)
- (e) (a)から(d)までのいずれかに該当する方が責任無能力者である場合は、その方の親権者、その他の法定監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(*2)。ただし、その責任無能力者に関する事故に限ります。

(*1)加入申込書の被保険者ご本人欄記載の方をいいます。

(*2)監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方は、責任無能力者の6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族に限ります。

(注)同居・別居の別および続柄は保険金支払事由発生の際におけるものをいいます。住民票上は同居となっても実態が別居の場合は、ここでいう同居には該当しません。また、未婚とは、一度も結婚したことがないことをいいます。

携行品損害



例えばこんなときにお役に立ちます



外出先でメガネ、補聴器を落として壊した
外出先で誤ってカメラを落として壊した
旅行中、トランクをぶつけられてしまった

■保険料と保険金額 < 1口限度 >

セット名	T1
携行品損害保険金 (免責金額3千円)	20万円(限度)
月払保険料	110円

●携行品損害・日常生活賠償・先進医療費用オプションのご加入にあたっては、補償内容が同様の保険契約(団体総合生活補償保険契約以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にあるときは、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご加入ください。

加入申込票 記入例【ケガと病気の保険】

すでにご加入の方については

「加入セット選択欄」には、前年ご加入のセットが表示されています。セット変更の場合は、変更箇所を＝(二重線)で訂正し、変更内容を記載してください。また、その他の印字されている内容に変更がある場合も同様に訂正ください。特に変更・訂正のお申し出がない場合は、前年ご加入のセットにて自動継続させていただきますのでご提出不要です。

記入を誤った場合

訂正箇所を二重線で抹消のうえ、正しい内容をご記入ください。
※告知質問事項、告知日、署名欄のいずれかを訂正する場合は、二重線で抹消し、訂正署名(または訂正印を押印)のうえ、正しい内容をご記入ください。

記入日を必ずご記入ください。

記載内容に間違いがないことをご確認のうえ、フルネームでご署名をお願いします。

告知欄の質問③については回答不要です。

<A1セット(ケガと病気のコース) S1セット(先進医療費用補償特約)を新規にご加入される方、および補償内容を変更(増額)される方>

P11～12の「健康状況告知書質問事項」をご参照いただき、健康状況告知書質問事項回答欄の質問①～②にご回答ください。

※ご記入後、「告知者ご署名欄」に日付を記入のうえ必ず被保険者ご本人がご署名ください。
※ケガのみコースと合わせてご加入の場合でも、必ず告知が必要です。

生年月日は必ずご記入ください!

2023年10月1日時点での満年齢をご記入ください。

職業・職種欄もご記入ください。職種コードは裏面、「職種コード一覧」をご参照ください。

他の保険契約、保険金請求歴があればご記入ください。

住友化学グループ「ケガと病気の保険」団体総合生活補償保険(MS&AD型)加入申込票兼健康状況告知書

STEP 1 申込情報と手続区分についてご確認のうえご記入ください。

STEP 2 申込内容と健康状況(告知)についてご確認のうえご記入ください。

STEP 3 他の保険契約等、保険金請求歴がある場合は、こちらもご確認のうえご記入ください。

331 特記事項

合計保険料(一週分) X,XXX 円

前年合計保険料(一週分) XXXX 円

いずれか該当する箇所に○をお願いします。

出向されている方は、必ず「出向元」の会社名をご記入ください。

<【オプション親介護一時金支払特約(W2セット)】にご加入される方>
裏面記載の「健康状況告知書質問事項」<特約被保険者用>をご覧いただき、基本部分の被保険者の方が、特約被保険者となる方(親御さま)に代わって、質問事項にご回答のうえ、ご署名ください。

被保険者が満15才未満の場合
告知時において被保険者が満15才未満の場合は、親権者の方が被保険者の健康状況について告知いただき、「親権者」とご記入の上、ご署名ください。

合計保険料をご記入ください。

加入申込票「職業・職種欄」該当職種名一覧「ご職業欄」にご記入の際には、下記一覧ご参考の上ご記入ください。

職種コード	職業名・職種名	職種コード	職業名・職種名	職種コード	職業名・職種名
01	技術者(技師、監督を含む)	31	農林業従事者	54	その他の運輸従事者 ^{※1}
02	教員	36	漁業従事者	55	通信従事者(船舶・漁労船乗船者、航空機搭乗者を除きます。)
03	保健医療従事者	41	採鉱・採石従事者	61	金属製品加工作業者
04	芸術家、芸能家	51	自動車運転者(助手を含む)	62	電気機械器具組立・修理事業者
05	職業スポーツ家			63	輸送機械組立・修理事業者
06	その他の専門的職業従事者	52	船舶関係従事者(漁労船以外の船舶乗船者)(モーターボート競争選手を除きます。)	64	計器・光学機械器具組立・修理事業者
11	事務従事者			65	その他の機械組立・修理事業者
21	販売従事者	53	航空関係従事者		

※該当する職種がご不明な方は、代理店・扱者までご連絡ください。

職種コード	職業名・職種名	職種コード	職業名・職種名	職種コード	職業名・職種名
66	製糸・紡績従事者	74	飲食品製造従事者	86	サービス職業従事者
67	裁断・縫製従事者	75	化学製品製造従事者	91	無職者
68	木・竹・つる製品製造従事者	76	建設従事者		
69	パルプ・紙・紙製品製造従事者	77	装置機関・機械および建設機械運転従事者		
70	印刷・製本従事者	78	電気従事者		
71	ゴム・プラスチック製品製造従事者	79	その他の技能工・生産工程従事者		
72	革・革製品製造従事者	81	保安職業従事者		
73	窯業・土石製品製造従事者				

健康状況告知書質問事項 | 団体総合生活補償保険 (MS & AD 型)

ご回答は加入申込票の「健康状況告知書質問事項回答欄」にご記入ください。

- 「健康状況告知書ご記入のご案内」をご覧ください。
- 「A1、S1セット」にお申し込みいただく際には、下記の質問事項につき正確にご回答ください。「W2セット」は健康状況告知内容が異なります。加入申込票をご覧ください。
- この質問事項に対するご回答が事実と相違する場合、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。
- 下記の質問事項には、被保険者(補償の対象者)ご自身がお答えください。^(*)
- (※)告知時における被保険者の年齢が満15才未満の場合には、親権者のうちのいずれかの方がお答えください。
- 下表に記載がある傷害や疾病については下記質問1および質問2に関する告知は不要です。

告知対象外となる傷害・疾病一覧	<ul style="list-style-type: none"> ●ケガ* ●正常分娩 <p>※以下については、疾病として告知対象となります。 脊椎の捻挫・骨折、腰痛、腰部捻挫、椎間板ヘルニア、変形性脊椎症、むちうち症、脊椎症、腰椎症、頸椎症、脊柱管狭窄症、椎間板障害、腰椎分離・すべり症、脊椎分離・すべり症、突発性腰痛症(ギックリ腰)、半月板損傷、ばね指(手指屈筋腱鞘炎)、骨関節炎、関節内障、変形性関節症、頭部外傷後遺症、脳挫傷</p>
-----------------	---

「疾病補償」に新たにお申し込みいただく方、または加入内容の変更に伴い告知いただく方で、継続後の契約に「疾病補償」のセットが含まれている場合は、下記の質問1,2につきご回答ください。

質問1,2の回答のいずれかが「はい」の場合：お引受けできません。 **質問③については回答不要です。**
 質問1,2の回答のいずれも「いいえ」の場合：お引受けします。

質問1	<p>*「疾病補償」がない契約をお申込みの方は回答不要です。「本人介護補償」にお申込みの方は質問3にご回答ください。次のいずれかに該当しますか(ケガおよび正常分娩による入院・手術・再検査等[*]は除きます)。</p> <p>①告知日(ご記入日)現在、病気のため入院しているか、入院・手術・再検査等[*]をすすめられている。 ②告知日(ご記入日)より過去2年以内に病気で、継続して14日以上入院をしたことがある。 ※再検査等とは、医師から病気による入院・手術のために受検の指示を受けたものをいい、精密検査等を含みます。なお、健康診断や人間ドックにおける「要再検査」等の結果は含みません</p>
質問2	<p>*「疾病補償」がない契約をお申込みの方は回答不要です。「本人介護補償」にお申込みの方は質問3にご回答ください。告知日(ご記入日)より過去2年以内に以下のいずれかの病気と医師に診断されたり、医師による検査[*]・治療(投薬を含みます)を受けたことがある、または受けるように指導されたことがありますか。</p> <p>①「がん」、「上皮内がん」 ②「糖尿病」、「高血糖症」、「耐糖能異常」 ③「精神の病気(アルコール・薬物依存を含みます)」 ※検査結果が異常なしだった場合は「いいえ」となります。ただし、検査の結果が判明していない場合や経過観察中の場合は「はい」となります。</p>

健康状況告知書ご記入のご案内(必ずお読みください)

ケガと病気の保険<団体総合生活補償保険 (MS & AD型)>、<所得補償保険>

以下の注意点を御読みいただき、加入申込票の「健康状況告知書質問事項回答欄」にご記入ください。

○継続加入の場合で、保険責任を加重^(*)することなくご継続いただく場合には、あらかじめ健康に関する告知をいただく必要はありません。
 (※)保険金額の増額、支払限度日数の延長、免責期間の短縮、てん補期間の延長、病気を補償する特約の追加等、疾病に関する補償を拡大することをいいます。

- 健康に関する告知の重要性
 健康状況について告知いただく内容は、引受保険会社が公平な引受判断を行うための重要な事項です。必ず被保険者(補償の対象者)ご自身が、ありのままを正確に漏れなくご回答ください。
 (注)団体総合生活補償保険 (MS&AD型)については、告知時における年齢が満15才未満の場合には、親権者のうちのいずれかの方がご回答ください。

<団体総合生活補償保険 (MS & AD型)>

特約の名称	特約固有の取扱い
親介護一時金支払特約 親介護	<ul style="list-style-type: none"> ・基本補償部分の被保険者(子)が特約被保険者(親)を代理してご回答(ご記入・ご署名)ください。告知にあたっては、特約被保険者(親)について、ご存知の内容に基づきご回答いただくのではなく、このご案内および「健康状況告知書質問事項」を特約被保険者(親)にご説明のうえ、質問事項に対するご回答をご記入ください。 ・特約被保険者への確認方法についても「確認方法」欄にご記入ください。

- 正しく告知されなかった場合のお取扱い
 「健康状況告知書質問事項」について、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合には、ご加入内容が解除または取消しとなり、保険金をお支払いできないことがあります。
- 書面によるご回答のお願い
 ・代理店・扱者には告知受領権があり、代理店・扱者に対して告知いただいた事項は、引受保険会社に告知いただいたものとなります。
 ・代理店・扱者への口頭によるご回答では、健康状況を告知いただいたことになりません。必ず加入申込票の「健康状況告知書質問事項回答欄」へ

のご記入にてご回答いただきますようお願いします。

- 健康に関する告知が必要な方
 - ・「疾病補償」「所得補償保険」に新たにお申し込みいただく方、および継続して加入される場合で保険金額の増額など補償内容を拡大するご加入内容の変更を伴う方は、健康に関する告知をいただく必要があります。
 - <団体総合生活補償保険 (MS & AD型)>
 - ・健康に関する告知をされる方におかれましては、ご加入後の補償内容に応じた質問事項にご回答いただきますようお願いします。ご回答いただく質問事項は以下のとおりです。

ご加入後の補償内容(○：あり、×：なし)	回答が必要な質問事項(○：回答要、×：回答不要)		
疾病補償	質問1	質問2	質問3
○	○	○	×
×	健康に関する告知は不要です		

- ・「親介護補償」に新たにお申し込みいただく方、補償内容を拡大するご加入内容の変更を行う方は、別途 親介護一時金・休業専用 の告知をいただく必要があります。
- ・「健康状況告知書質問事項」のご回答に「はい」がある場合、以下の疾病に関する補償にはご加入いただけません。

項目名	特約の名称
疾病補償	疾病補償特約
	先進医療費用保険金補償特約
親介護補償	親介護一時金支払特約 親介護

- <所得補償保険>
 - ・「健康状況告知書質問事項」のご回答に「はい」がある場合、ご加入いただけません。
- 現在のご契約を解約・減額され、新たにご加入を検討されているお客さまへ
 ※詳しくは重要事項のご説明(注意喚起情報)をご覧ください。
 現在のご契約を解約・減額され、新たにご加入される場合も、新規にご加入される場合と同様に「健康状況告知書質問事項」にご回答いただく必要があります。現在の健康状況等によっては、ご加入いただけないことがあります。また、正しく告知をされなかった場合にはご加入内容が解除または取消しとなることがあります。

- 保険期間の開始前の発病等のお取扱い
 <団体総合生活補償保険 (MS & AD型)>

特約の名称	お取扱い
疾病補償特約	ご加入をお引受けした場合でも、ご加入時 ^{(*)1} より前に発病した病気 ^{(*)2} については保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康に関する告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。なお、継続加入である場合で、病気を発病した時が、疾病入院を開始された日 ^{(*)3} からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは保険金をお支払いすることがあります。
先進医療費用保険金補償特約	ご加入をお引受けした場合でも、ご加入時 ^{(*)1} より前に被ったケガまたは発病した病気 ^{(*)2} については保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康に関する告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。なお、継続加入である場合で、ケガの原因となった事故発生の時または病気を発病した時が、先進医療を開始された日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは保険金をお支払いすることがあります。
親介護一時金支払特約 親介護	ご加入をお引受けした場合でも、ご加入時 ^{(*)1} より前に要介護状態の原因となった事由が発生していた場合は、保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康状況告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。なお、継続加入である場合で、要介護状態の原因となった事由が発生した時が、その事由による要介護状態が開始した日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは保険金をお支払いすることがあります。

- (※1)新規にご加入される場合は「この保険契約のご加入時」、同一の保険金を補償する加入タイプを継続加入される場合は、「継続加入してきた最初のその保険金を補償する加入タイプのご加入時」をいいます。
- (※2)その病気と医学上因果関係がある病気を含みます。発病日は医師の診断(人間ドックや定期健康診断での指摘を含みます。)によります。
- (※3)疾病入院保険金の支払いを伴わない疾病手術保険金または疾病放射線治療保険金の場合は、それぞれ「手術の開始時」、「放射線治療の開始時」に疾病入院が開始したものとみなします。

- <所得補償保険>
- ご加入をお引受けした場合でも、ご加入時^{(*)1}より前に発病した病気^{(*)2}または発生した事故によるケガについては保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康に関する告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。なお、継続加入である場合で、病気を発病した時またはケガの原因となった事故発生の時が就業不能となられた日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは保険金をお支払いすることがあります。
- (※1)新規にご加入される場合は「この保険契約のご加入時」、継続加入される場合は「継続加入してきた最初の保険契約のご加入時」をいいます。
- (※2)就業不能の原因となった病気と医学上因果関係がある病気を含みます。発病日は医師の診断(人間ドックや定期健康診断での指摘を含みます。)によります。

- その他ご留意いただく点
 - ・ご加入のお申込後または保険金のご請求の際、引受保険会社の社員または引受保険会社で委託した確認担当者が健康状況の告知内容等を確認させていただく場合があります。
 - ・「健康状況告知書質問事項」にご回答いただいた後に、万一、告知内容の漏れ・誤りに気づかれた場合は代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。告知内容の訂正の手続きをご案内します。ただし、お申出内容によっては訂正をお受けできずご加入をそのまま継続いただけない場合があります。

得税について最高40,000円まで、住民税について最高28,000円までが毎年の課税対象額から控除されます。
 (注1) 傷害保険金部分の保険料等は、保険料控除の対象となりません。特に、「ケガのみコース」の場合、保険料控除の対象となる保険料はありませんので、ご注意ください。
 (注2) なお、この取扱いは今後の税制改正によっては変更となる場合がありますので、ご注意ください。
 ●保険料控除証明について
 ・現役の方(一斉募集加入)は、保険会社から勤務先へ控除データが提供されます。
 ・控除証明書発行が必要な場合は、ご連絡ください。
 ※一斉募集以外や退職時期によっては控除データまたは控除証明書が提供または送付されない場合があります。

ご加入内容確認事項

ご加入手続きに際し、以下の事項を十分にご確認ください。

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご提案いたしました保険商品がお客さまのご希望に合致した内容であること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていることを確認させていただくためのものです。

お手数ですが、以下の各質問項目について、再度ご確認くださいませようお願い申し上げます。
 なお、ご加入にあたりご不明な点や疑問点がございましたら、パンフレット記載の代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

1. 保険商品が以下の点でお客さまのご希望に合致した内容となっていることをパンフレット・重要事項のご説明でご確認ください。万一、ご希望に合致しない場合は、ご加入内容を再度ご確認ください。
 「重要事項のご説明」に記載の、補償が重複する可能性のある特約等については、ご加入の可否をご確認ください。

●保険金のお支払事由(主契約、セットしている特約を含みます。) ●保険金額(ご契約金額) ●保険期間(保険のご契約期間) ●保険料・保険料払込方法

2. 加入申込票への記載・記入の漏れ・誤りがないかご確認ください。

以下の項目は、正しい保険料の算出や適切な保険金のお支払い等に必要項目です。
 内容をよくご確認ください、加入申込票に正しくご記入いただけますようお願い申し上げます。

記載・記入の漏れ・誤りがある場合には、訂正あるいは追記をお願いいたします。また、訂正を行った箇所については必ず訂正署名(訂正印)をお願いいたします。(詳しくは9~10ページ(記入例ページ)をご確認ください)

① 皆さまがご確認ください。

- ・加入申込票の「生年月日」または「年令」欄、「性別」欄は正しくご記入いただいていますか?
 「年令」欄は保険始期日時点での満年令をご記入ください。
 *ご記入いただいた年令と生年月日から算出した年令が異なる場合には、生年月日から算出したものを年令として取扱うことがあります。
 または、事前に打ち出している内容に誤りがないことをご確認くださいませましたか?
- ・加入申込票の「職業・職務」欄(「職種級別」欄を含みます。)は正しくご記入いただいていますか?
 または、事前に打ち出している内容に誤りがないことをご確認くださいませましたか?
- ・加入申込票の「他の保険契約等」欄は正しくご記入されていますか?
 *ご加入いただく保険商品の加入申込票によっては、上記の欄がない場合があります。上記のうち欄がないものについてのご確認は不要となります。

② 以下に該当する内容をお申込みの方のみご確認ください。

- ◆「複数の方を保険の対象にするタイプ(「ケガと病気の保険・ケガのみコース」夫婦型B2・T2セット、家族型C2・T3セット)をお申込みの場合のみ」ご確認ください。
 被保険者(補償の対象となる方)の範囲はご希望通りとなっていますか?
- ◆「健康に関する告知をしていただく契約のタイプ(「ケガと病気の保険・ケガと病気コース」A1セット、「先進医療費用オプション」S1セット、「親介護オプション」W2セット、および「所得補償保険」)をお申し込みの場合のみ」ご確認ください。
 ・被保険者(補償の対象となる方)の健康状況を「健康状況告知書質問事項回答欄」に正しくご記入いただいていますか?
- ◆「所得補償保険をお申込みの場合のみ」ご確認ください。
 ・保険金額(ご契約金額)は、平均月間所得額(ボーナスを含みます。)の50%以下(国民健康保険にご加入の方は70%以下)となるような口数でお申込みされていますか?

3. 次のいずれかに該当する場合には「加入申込票」のご提出が必要ですのでご確認ください。

- ・この保険制度に新規加入される場合
- ・既にご加入の内容を変更してご継続される場合(被保険者の変更、補償内容の変更、職業・職務・職種級別の変更 など)
- ・既にご加入されているがご継続されない場合

この保険契約に関する個人情報について、引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申し込みください。

個人情報の取扱いについて

この保険契約に関する個人情報は、引受保険会社がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、引受保険会社およびMS&ADインシュアランスグループのそれぞれの会社(海外にあるものを含む)が、この保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。

ただし、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含む)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

また、この保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含む)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等(いずれも海外にあるものを含む)に提供することがあります。

詳細は、三井住友海上ホームページ(<https://www.ms-ins.com>)をご覧ください。

引受ガイドラインのご案内

住友化学グループの団体保険制度の割引率は、被保険者数と損害率(支払保険金÷保険料)で決定されます。住友化学グループの団体保険制度を魅力ある福利厚生制度として永続的に維持、発展させていくために、引受ガイドラインを設けております。

内容	引受ガイドライン
モラルリスク ・飲酒運転等法令違反 ・事実を偽った不正な保険金請求が行われた場合 など	基本的に翌年度以降の保険契約については、お引き受けできません。
著しく保険金請求の頻度が高いなど、加入者相互間の公平性を逸脱する極端な保険金支払いまたはその請求があった場合	事故の発生状況や保険金請求の内容によっては、現在の加入口数の制限などを実施し、お客様のご希望に沿えない場合がございます。

特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件でご加入されているお客さまへ

継続加入いただいているお客さまは、特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件でご加入されている場合があります。

現在ご加入いただいている契約の加入者証や、加入申込票の「特定疾病対象外欄」に表示されている疾病コードに属する疾病・症状群※1については、保険金をお支払いしません。

各疾病コードに属する疾病・症状は、引受保険会社のホームページ、「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」または「加入者証」等に

に記載されている「疾病・症状一覧表」をご確認ください。

引受保険会社のホームページへは、右記のQRコード※2からアクセスいただけます。

※1 お支払対象外となる疾病コードと医学上因果関係が認められる疾病・症状についても対象外となります。

※2 QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。

継続時には、あらためて現在の健康状況等に応じた告知をしていただくことができます。なお、保険期間の途中で特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件の削除・変更を行うことはできません。あらためて告知を行う場合、告知の結果によって以下いずれかのお取扱いとなります。

<告知の結果、お引受けできる場合>

特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件を削除してご加入いただくことができます。

加入申込票の「特定疾病対象外欄」に疾病コード、疾病・症状名(カナ)が表示されている場合は、二重線で削除してください。

なお、条件を削除して継続いただいた場合でも、保険金のお支払有無は、発病時点の保険契約の条件で判断することがあります。

<告知の結果、お引受けできない場合>

ご加入を継続いただくことができません。

ご不明な点がございましたら、代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。





ご契約者さま 登録方法のご案内

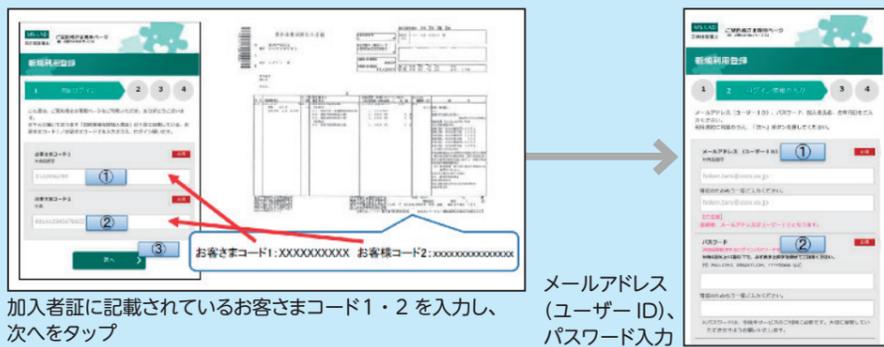
ご登録内容がWEBで確認できるようになりました。

〈ご登録方法〉

ご契約さま専用ページに未登録の場合



QRコード読みとり
<https://opk.ms-ins.com/opkmsuser/AAU91.xhtml>



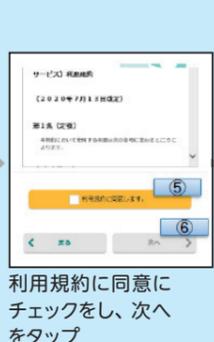
加入者証に記載されているお客さまコード1・2を入力し、次へをタップ

メールアドレス(ユーザーID)、パスワード入力

加入者氏名、生年月日を入力



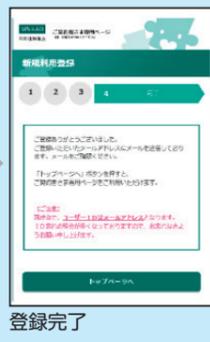
※氏名カナ、生年月日は加入者証の内容と一致させる必要があります。



利用規約に同意にチェックをし、次へをタップ



入力内容に誤りがないことを確認し次へをタップ

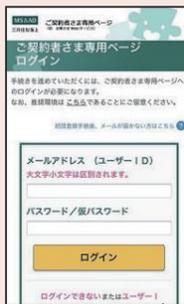


登録完了

ご契約さま専用ページに登録済の場合



QRコード読みとり、ご契約者さま専用ページへ
<https://opk.ms-ins.com/opkmsuser/AAU91.xhtml>



ログイン後、マイメニューをタップ



契約中の保険を追加するをタップ



契約追加完了



団体損害保険専用ボタンをタップ



加入者証に記載されているお客さまコード1・2を入力し、次へをタップ



入力内容・追加する加入者情報を確認し追加するをタップ

(注) スマートフォンにQRコードリーダー機能がない場合は、三井住友海上公式サイトからご登録ください。
(注) QRコードは機デensonウェブの登録商標です。(注) 画面は予告なく変更になることがあります。

三井住友海上火災保険株式会社

MS&AD INSURANCE GROUP

〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-9

「ご契約者さま専用ページ」のご利用方法・操作に関するお問い合わせ

インターネットデスク TEL: 0120-168-321 (無料)

受付時間: (月～金) 9:00～17:00 ※土日、祝日、年末年始は休業させていただきます。

LINEをご利用のお客さまには、当社公式アカウントとの連携をオススメします!

LINEを使って便利につながる

LINEとつながると何が出来るの?

- ① ID・パスワードを入力する必要がなく、ご契約者さま専用ページをご利用できます。
- ② LINEアプリに表示のメニューボタンをタップするだけで、契約内容や自動車事故対応経過のご確認ができます。

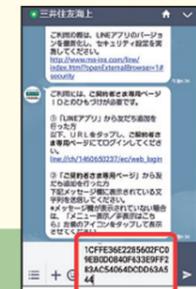
ご契約者さま専用ページにログインし、マイメニューから「LINEで当サービスを利用(友だち追加)」をタップします。



「友だちリストに追加」を行い、認証画面で「同意する」をタップします。



自動的に表示される英数字の文字列をそのまま送信します。



完了

●注意事項

画面は予告なく変更になることがあります。インターネット利用にともなう送信費用はお客さまのご負担となります。本サービスは、スマートフォンでご利用ください。(PC・タブレットでは、一部ご利用いただけないメニューがございます。)

●動作環境

- OS Android: 5 以上
IOS: 12 以上
- ソフトウェア Adobe Reader
- ※機種によっては画面イメージが異なる場合があります。
- LINEバージョン: 最新化してください。

●サービス休止等

- ・24時間365日稼働します。
- ※システムメンテナンス時間(不定期)を除きます。
- ・個人情報の保護のため、一定時間ご利用(ログイン)がない場合、ご利用を停止させていただきます。



所得補償保険



傷害保険や医療保険ではカバーできない、“所得”を最長1年まで補償。
ケガや病気で就業できなくなったときのための保険です。



自宅療養※が必要となった際の補償を備えていますか？

※自宅療養とは、医師が必要と認めたものに限りです。

ご存知ですか？ 自宅療養期間は一般的な傷害保険や医療保険等では補償を受けられません！

一般的な、傷害・医療保険は実際入院日数、通院日数により保険金が支払われます。
よって自宅療養期間中は補償を受けることができません。

自宅療養の期間が長くなると、収入は減少するうえに、
加入している保険金の支払いも受けられない、という状況になります。

毎月の出費は待ってられません！

POINT

ケガや病気で、5日以上働けなくなった場合、
最長1年まで補償 **有給休暇期間も補償対象です**

4日を超える就業不能期間に対して最長1年まで保険金をお支払します。※有給休暇期間も就業不能期間となります。

■保険料と保険金額 <1口あたり・30口限度>

★Eセットの新規加入はできません。継続加入の方のみへのご案内となります。

セット名	Dセット (職種レベル1級の方)	D2セット (職種レベル2級の方)	D3セット (職種レベル3級の方)	Eセット(継続のみ)★ (家事従事者特約付・妊娠に伴う身体障害補償特約付)	
所得補償保険金額(月額)	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円	
月払保険料	30～34才	92円	106円	124円	60円
	35～39才	109円	125円	147円	70円
	40～44才	136円	156円	183円	88円
	45～49才	158円	181円	214円	102円
	50～54才	184円	211円	248円	119円
	55～59才	193円	222円	260円	125円

■保険期間：1年 ■てん補期間：1年間 ■免責期間：4日

●平均月間所得額の50%以下(国民健康保険にご加入の方は70%以下)となるよう設定していただきます。

●年齢は保険期間の開始時点(2023年10月1日)の被保険者の満年齢となります。上記保険料表以外の方は、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

<Eセットについてのご注意>

家事を主として行う配偶者控除※1の対象となる方はご継続いただけます。ただし、パート先等で既に所得補償保険に加入されている方は、本特約をセットした契約とセットしない契約を重複してご継続いただくことはできません。

※1 配偶者控除とは、配偶者に所得がないか、または配偶者の所得金額が48万円(所得が給与所得のみの場合、年間で給与が103万円)以下である場合に認められる所得控除をいいます。ただし、控除を受ける納税者本人の合計所得金額が1,000万円を超える場合は、配偶者控除は受けられません。(2023年6月現在)

■保険料と保険金額

基本職種レベル	1級	2級	3級
職種レベルについては右の分類をご参照ください。なお記載のない職業の方は、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。	事務系会社員、小・中学校の教員、医師、弁護士、公認会計士、税理士、販売員(危険物を取り扱わない方)など	倉庫作業員、理容師、美容師、調理師、ガソリンスタンド従業員、電気工事業者など	化学製品製造業者(危険物 ^{※2} を取り扱わない者)、自動車修理業者、自動車組立工、建設・土木作業員、金属工作機械工、医薬品製造工、トラック運転手など

※2 危険物とは、爆発性、毒性、劇薬、高熱、低熱、高圧等をいいます。

例えば

平均月間所得額が40万円のAさんは、Dセットに20口加入しました。
ある日脳卒中を発病、1か月と9日入院し、退院後は医師の治療を受けながら2か月と10日の間自宅療養となりました。
この場合のお支払いできる保険金はいくらになるでしょうか？

$$\begin{matrix} \text{働けない期間} & \text{免責期間} & \text{保険金お支払い対象期間} & \text{所得補償保険金額} & \times & \text{保険金お支払い対象期間} & = & \text{お支払い保険金} \\ \text{3か月と19日} & \text{4日間} & \text{3か月と15日} & \text{20万円} & & \text{3か月と15日} & & \text{70万円} \end{matrix}$$

1か月未満の端日数が生じた場合は、1か月を30日として計算した割合により保険金の額を決定します。

ケガのみコース・「夫婦型」「家族型」プランのご案内



■保険料と保険金額 <10口限度・オプションは1口限度>

夫婦型

【夫婦型】では、加入申込書の被保険者本人氏名欄にお名前をご記入された方(記名被保険者本人)の配偶者の方も自動的に補償の対象者(※)となります。加入申込書に記名被保険者本人の配偶者のお名前をご記入いただく必要はありません。

(※)被保険者の範囲は記名被保険者本人、記名被保険者本人の配偶者です。ここでいう「被保険者の範囲」は、保険金支払事由発生時のものをいいます。

セット名	B2	オプション 日常生活賠償(夫婦型)
ケガで死亡または後遺障害が残ったとき 傷害死亡・後遺障害保険金	100万円	セット名 U3
ケガで入院したとき 傷害入院保険金	180日限度(お支払対象期間1,095日まで) 1日につき 1,000円	日常生活賠償保険金 1億円(限度)
ケガで手術したとき 傷害手術保険金	①入院中に受けた手術の場合 傷害入院保険金日額の10倍 ②①以外の手術の場合 傷害入院保険金日額の5倍	月払保険料 110円
ケガで通院したとき 傷害通院保険金	90日限度(お支払対象期間180日まで) 1日につき 600円	オプション 携行品損害(夫婦型)
月払保険料	560円	セット名 T2
		携行品損害保険金(免責金額3千円) 20万円(限度)
		月払保険料 130円

●上記セットには熱中症危険補償特約がセットされておりますので、急激かつ外来による日射または熱射により被った身体障害についても傷害保険金(傷害死亡保険金を除きます。)の支払い対象となります。
オプションの「携行品損害」の被保険者の範囲も「夫婦型」になります。
オプションの「日常生活賠償」の被保険者の範囲は8ページをご確認ください。

家族型

【家族型】では、加入申込書の被保険者本人氏名欄にお名前をご記入された方(記名被保険者本人)のご家族全員が補償の対象者(※)となります。加入申込書にご家族お一人お一人のお名前をご記入いただく必要はありません。

(※)被保険者の範囲は記名被保険者本人、記名被保険者本人の配偶者、記名被保険者本人またはその配偶者の同居の親族、記名被保険者本人またはその配偶者の別居の未婚のお子さまとなります。ここでいう「被保険者の範囲」は、保険金支払事由発生時のものをいいます。また、親族とは、記名被保険者本人またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。

セット名	C2	オプション 日常生活賠償(家族型)
ケガで死亡または後遺障害が残ったとき 傷害死亡・後遺障害保険金	100万円	セット名 U5
ケガで入院したとき 傷害入院保険金	180日限度(お支払対象期間1,095日まで) 1日につき 1,000円	日常生活賠償保険金 1億円(限度)
ケガで手術したとき 傷害手術保険金	①入院中に受けた手術の場合 傷害入院保険金日額の10倍 ②①以外の手術の場合 傷害入院保険金日額の5倍	月払保険料 110円
ケガで通院したとき 傷害通院保険金	90日限度(お支払対象期間180日まで) 1日につき 600円	オプション 携行品損害(家族型)
月払保険料	1,050円	セット名 T3
		携行品損害保険金(免責金額3千円) 20万円(限度)
		月払保険料 170円

●上記セットには熱中症危険補償特約がセットされておりますので、急激かつ外来による日射または熱射により被った身体障害についても傷害保険金(傷害死亡保険金を除きます。)の支払い対象となります。
オプションの「携行品損害」の被保険者の範囲も「家族型」になります。
オプションの「日常生活賠償」の被保険者の範囲は8ページをご確認ください。

■ご注意ください

●「ケガのみコース(夫婦型・家族型)」で被保険者(補償の対象者)本人(※)となれる方の範囲は、住友化学株式会社およびそのグループ会社の役員・従業員およびその配偶者、子ども、両親、兄弟姉妹です。

(※)加入申込書の被保険者ご本人欄に記載の方をいいます。

●ケガのみコース(夫婦型・家族型)にはオプションの先進医療費用保険金補償特約および介護一時金支払特約はつけられません。

生活サポートサービス

ご相談
無料

日常生活に役立つさまざまなサービスを電話にてご利用いただけます。

団体総合生活補償保険などにご加入のお客さまとその同居のご家族の方専用サービスです。

*メンタルヘルス相談は疾病補償プラン(精神障害補償の有無は問いません)加入者ご本人のみがご利用いただけます。

詳しくは、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

健康・医療



◆メンタルヘルス相談
平日 9:00 ~ 21:00
土曜日 10:00 ~ 18:00
■上記以外
年中無休 24 時間対応

健康・医療相談

日常の健康・医療に関するご相談や、薬剤全般に関するご相談に看護師などの専門職がお応えします。また、ご相談内容やご希望に応じて医師相談(一部予約制)がご利用いただけます。

メンタルヘルス相談

<疾病補償プラン加入者限定>

メンタルヘルスに関するご相談に臨床心理士等の専門家が電話や対面でお応えします。

*対面によるご相談は予約制で、1回 50 分以内、1人につき年間5回までとなります。

診断サポートサービス

(各種人間ドック・PET検査機関紹介、健康チェックサービス)

また、ご自宅で気軽にできる健康チェックを割引料金でご紹介します。

金でご紹介します

■三大疾病セカンドオピニオン情報提供

「三大疾病(がん、心疾患、脳血管疾患)」診断後の、セカンドオピニオンに関する情報提供やご相談にお応えします。*セカンドオピニオンとは「主治医以外の医師の意見」をいいます。

■医療機関総合情報提供

地域の医療機関情報や救急医療機関、各科の専門医などの情報をご提供します。

■女性医師情報提供、女性医師相談

女性医師情報をご提供(産科・婦人科に加え、内科、皮膚科、肛門科など幅広く対応)する女性専用のサービスです。また、健康に関するご相談に女性看護師または女性医師(一部予約制)が対応します。

<専任の相談員がお応えします>

■介護に関する情報提供

老後の備えとして介護は最大の関心事です。介護保険の仕組みに関することや介護状態になった場合の介護方法などのご相談にお応えします。

■介護に関する悩み相談

介護を担う人の悩みは多様です。日常の介護の悩みな

ど幅広いご相談にお応えします。

■公的介護保険で利用できるサービス等に関する相談

公的介護保険で利用できるサービスや介護サービス提供事業者に関し、情報提供やご相談にお応えします。

介護



年中無休 24 時間対応

認知症・ 行方不明時の 対応相談

年中無休 24 時間対応

■認知症に関する情報提供と悩み相談

社会の高齢化により増加する認知症に対する疑問にお応えします。専門医療機関の情報提供や精神的負担が大きい認知症の日常介護についてアドバイスします。

■認知症の方の行方不明時の対応に関する相談

認知症の方などが行方不明になってしまった場合の対応や発見後のケア方法に関するご相談にお応えします。また、地域包括支援センターなどを紹介します。



暮らしの相談

平日 14:00 ~ 17:00

■暮らしのトラブル相談(法律相談)

個人の日常生活上のトラブルに関するご相談にお応えします。弁護士相談は予約制となります。

お客さまの行っている事業についてのご相談や、既に弁護士に対応を依頼している案件、訴訟となっている案件についてのご相談は対象となりません。また、引受保険会社の保険に関するご相談は、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

■暮らしの税務相談

個人の日常生活上の税務相談にお応えします。税理士相談は予約制となります。

情報提供・ 紹介サービス

平日 10:00 ~ 17:00

■子育て相談(12才以下)

妊娠中から小学校卒業までの子育ての悩みや不安に、専任の相談員がお応えします。

■暮らしの情報提供

冠婚葬祭についてのご質問、ボランティア情報

■安心な暮らしをサポートする事業者の紹介

- 福祉機器および介護用品のレンタル・販売
- 緊急通報サービス
- ベビーシッター



健康・介護ステーション

インターネットにて健康・医療、介護に関する情報をご提供します。

URL: https://www.ms-ins.com/kenko_kaigo/

サービス受付電話番号

サービス受付の電話番号(通話料無料)は、ご加入後にお届けする加入者証や案内状の案内などをご覧ください。

*平日とは、土・日・祝日・年末年始を除いた月～金をいいます。

*お使いの電話回線により、ご利用できない場合があります。また、ご利用は日本国内からに限ります。

*本サービスは、引受保険会社の提携サービス会社にてご提供します。海外に関するご相談など、ご相談内容によってはご対応できない場合があります。

*本サービスは予告なく変更・中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

～万一事故にあわれたら～請求手続きについて



三井住友海上への
ご連絡は



三井住友海上事故受付センター

0120-258-189(無料)



事故受付
24時間 365日

保険金支払該当内容を確認いたします。

「誰が」「いつ」「どこで」「何を」「どうした」を基本にお聞きいたします。内容により確認項目は異なります。

ケガのとき	「病院名」「ケガの原因」「ケガの部位」「入院期間」「手術名」など
病気の時	「病院名」「病名」「初診日」「入院期間」「手術名」など
携行品損害のとき	「メーカー名」「商品名」「購入時期」「購入価額」など
損害賠償事故のとき	「損害賠償を受けた内容」*ケースによって質問内容が異なりますのでご協力ください。

●保険金をお支払いする場合に該当したときの引受保険会社へのご連絡

保険金をお支払いする場合に該当したときは、代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。保険金請求の手続きにつきまして詳しくご案内いたします。なお、保険金をお支払いする場合に該当した日から30日以内にご連絡がない場合、もしくは知っている事実を告げなかった場合、または事実と異なることを告げた場合は、引受保険会社はそれによって被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。

●保険金のご請求時にご提出いただく書類

被保険者または保険金を受け取るべき方(これらの方の代理人を含みます。)が保険金の請求を行う場合は、事故受付後に引受保険会社が求める書類をご提出いただけます。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

【ご提出いただく書類】以下の書類のうち引受保険会社が求めるもの

- 引受保険会社所定の保険金請求書
 - 引受保険会社所定の同意書
 - 事故原因・損害状況に関する資料
 - 引受保険会社所定の診断書
 - 診療状況申告書
 - 被保険者またはその代理人の保険金請求であることを確認するための資料(住民票、健康保険証(写)等)・休業・所得証明書・所得を証明する書類(源泉徴収票、確定申告書 等)
 - 引受保険会社所定の事故内容報告書、損害または費用の発生を確認する書類およびその他これらに類する書類^(*)
- (*)賠償責任を補償するプランにご加入の場合
事故の内容、損害額等に応じて上記の書類以外の書類をご提出いただくようお願いすることがあります。

●代理請求人について

高度障害状態となり、意思能力を喪失した場合など、被保険者に保険金を請求できない事情があり、かつ、保険金を受け取るべき被保険者の代理人がない場合には、引受保険会社の承認を得て、その被保険者と同居または生計を共にする配偶者^(注)等(以下「代理請求人」といいます。詳細は(注)をご参照ください。)が保険金を請求することがあります。詳細は代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。また、本内容については、代理請求人となられる方にも必ずご説明ください。

(注)①「被保険者と同居または生計を共にする配偶者^(注)」

② 上記①に該当する方がいないまたは上記①に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合

「被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族」

③ 上記①、②に該当する方がいないまたは上記①、②に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合

「上記①以外の配偶者^(注)」または「上記②以外の3親等内の親族」

(*)法律上の配偶者に限ります。

●保険金支払いの履行期

引受保険会社は、保険金請求に必要な書類^(*)をご提出いただいた日からその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要な事項の確認^(**)を終えて保険金をお支払いします。^(***)

(*) 1) 保険金請求に必要な書類は、「保険金のご請求時にご提出いただく書類」をご参照ください。代理請求人が保険金を請求される場合は、被保険者が保険金を請求できない事情を示す書類をご提出いただけます。

(**) 2) 保険金をお支払いする事由の有無、保険金をお支払いしない事由の有無、保険金の額の算出、保険契約の効力の有無、その他引受保険会社がお支払いすべき保険金の額の確定のために確認が必要な事項をいいます。

(***) 3) 必要な事項の確認を行うために、警察などの公の機関の捜査結果の照会、医療機関など専門機関の診断結果の照会、災害救助法が適用された被災地における調査、日本国外における調査等が必要な場合には、普通保険約款・特約に定める日数までに保険金をお支払いします。この場合、引受保険会社は確認が必要な事項およびその確認を終える時期を被保険者または保険金を受け取るべき方に通知します。

【賠償責任を補償するプランにご加入の場合】

●法律上の賠償責任などを負担することによって被った損害を補償する特約の対象となる賠償事故の示談交渉については、事前に引受保険会社へご相談ください。なお、あらかじめ引受保険会社の承認を得ないで損害賠償責任を認めたり、賠償金などを支払われた場合には、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

<示談交渉サービス>

日本国内において発生した、日常生活賠償特約の対象となる賠償事故について被保険者のお申出があり、かつ被保険者の同意が得られれば、引受保険会社は原則として被保険者のために示談交渉をお引受けいたします。また、日本国内において発生した賠償事故で保険金が支払われる場合、被害者が保険金相当の損害賠償額を引受保険会社へ直接請求することもできます。

<示談交渉を行うことができない主な場合>

- 1回の事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額が日常生活賠償特約で定める保険金額を明らかに超える場合
- 相手の方が引受保険会社との交渉に同意されない場合
- 相手の方との交渉に際し、正当な理由なく被保険者が引受保険会社への協力を拒んだ場合
- 被保険者に対する損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合

●柔道整復師(接骨院、整骨院等)による施術の場合、通院日数および就業不能期間の認定にあたっては、傷害の部位や程度に応じ、医師の治療に準じて認定し、お支払いします。また、鍼(はり)・灸(きゅう)・マッサージなどの医療類似行為については、医師の指示に基づいて行われた施術のみ、お支払いの対象となります。

保険金をお支払いする場合・しない主な場合<団体総合生活補償保険(MS&AD型)>

※印を付した用語については、29～30ページの「※印の用語のご説明」をご覧ください。(各欄の初出時のみ※印を付しています。)

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
傷害死亡保険金 ★傷害補償 (MS&AD型) 特約	保険期間中の事故によるケガ*のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合	傷害死亡・後遺障害保険金額の全額 (注1)傷害死亡保険金受取人(定めなかった場合は被保険者の法定相続人)にお支払いします。 (注2)既にお支払いした傷害後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした傷害後遺障害保険金の額を差し引いた額をお支払いします。	●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ* ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為によるケガ ●自動車等*の無資格運転、酒気帯び運転*または麻薬等を使用しての運転中のケガ ●脳疾患、病気*または心神喪失によるケガ ●妊娠、出産、早産または流産によるケガ ●引受保険会社が保険金を支払うべきケガの治療*以外の外科的手術その他の医療処置によるケガ ●戦争、その他の変乱*、暴動によるケガ(テロ行為によるケガは、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ(A1・A3セットには天災危険補償特約がセットされているため、支払対象となります。) ●核燃料物質等の放射性・爆発性等によるケガ ●原因がいかなくとも、頸(けい)部症候群*、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの* ●入浴中の溺水*(ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガによって発生した場合には、保険金をお支払いします。) ●原因がいかなくとも、誤嚥(えん)*によって発生した肺炎 ●28ページの「補償対象外となる職業」に従事中のケガ ●乗用具*を用いて競技等*をしている間 など (注)細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は、補償の対象にはなりません。
傷害後遺障害保険金 ★傷害補償 (MS&AD型) 特約	保険期間中の事故によるケガ*のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害*が発生した場合	傷害死亡・後遺障害保険金額 × 約款所定の保険金支払割合(4%～100%) (注1)政府労災保険に準じた等級区分ごとに定められた保険金支払割合で、傷害後遺障害保険金をお支払いします。 (注2)被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療*を要する状態にある場合は、引受保険会社は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における医師*の診断に基づき後遺障害*の程度を認定して、傷害後遺障害保険金をお支払いします。 (注3)同一の部位に後遺障害を加重された場合は、既にあった後遺障害に対する保険金支払割合を控除して、保険金をお支払いします。 (注4)既にお支払いした傷害後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした傷害後遺障害保険金の額を差し引いた額が限度となります。また、保険期間を通じてお支払いする傷害後遺障害保険金は、傷害死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	
傷害入院保険金 ★傷害補償 (MS&AD型) 特約	保険期間中の事故によるケガ*のため、入院*された場合(以下、この状態を「傷害入院」といいます。)	傷害入院保険金日額 × 傷害入院の日数 (注1)・事故の発生の日からその日を含めて支払対象期間*(1,095日)を経過した後の入院に対しては傷害入院保険金をお支払いしません。 ・1事故に基づく傷害入院について、傷害入院保険金を支払うべき日数の合計は支払限度日数*(180日)が限度となります。 (注2)傷害入院保険金をお支払いする期間中にさらに傷害入院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ*を被った場合は、傷害入院保険金を重ねてはお支払いしません。	
傷害手術保険金 ★傷害補償 (MS&AD型) 特約	保険期間中の事故によるケガ*の治療*のため、傷害入院保険金の支払対象期間*(1,095日)中に手術*を受けられた場合	1回の手術*について、次の額をお支払いします。 ①入院*中に受けた手術の場合… $\frac{\text{傷害入院保険金日額}}{10} \times 10$ ②①以外の手術の場合… $\frac{\text{傷害入院保険金日額}}{5} \times 5$ (注)次に該当する場合のお支払方法は下記のとおりとなります。 ①同一の日に複数回の手術を受けた場合 傷害手術保険金の額の高いいずれか1つの手術についてのみ保険金をお支払いします。 ②1回の手術を2日以上にわたって受けた場合 その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとします。 ③医科診療報酬点数表に手術料が1日につき算定されるものとして定められている手術に該当する場合その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとします。 ④医科診療報酬点数表において、一連の治療*過程で複数回実施しても手術料が1回のみ算定されるものとして定められている区分番号に該当する手術について、被保険者が同一の区分番号に該当する手術を複数回受けた場合 その手術に対して傷害手術保険金が支払われることとなった直前の手術を受けた日からその日を含めて14日以内に受けた手術に対しては、保険金をお支払いしません。	
傷害通院保険金 ★傷害補償 (MS&AD型) 特約	保険期間中の事故によるケガ*のため、通院*された場合(以下、この状態を「傷害通院」といいます。) (注)通院されない場合で、骨折、脱臼、靭(じん)帯損傷等のケガを被った所定の部位*を固定するために医師*の指示によりギプス等*を常時装着したときは、その日数について傷害通院したものとみなします。	傷害通院保険金日額 × 傷害通院の日数 (注1)・事故の発生の日からその日を含めて支払対象期間*(180日)を経過した後の通院に対しては傷害通院保険金をお支払いしません。 ・1事故に基づく傷害通院について、傷害通院保険金を支払うべき日数の合計が支払限度日数*(90日)が限度となります。 (注2)傷害入院保険金をお支払いする期間中に傷害通院された場合は、傷害通院保険金をお支払いしません。 (注3)傷害通院保険金をお支払いする期間中にさらに傷害通院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ*を被った場合は、傷害通院保険金を重ねてはお支払いしません。	

《基本セット》ケガのみコース・ケガと病気コース
傷害保険金

保険金をお支払いする場合・しない主な場合<団体総合生活補償保険(MS&AD型)>

※印を付した用語については、29～30ページの「※印の用語のご説明」をご覧ください。(各欄の初出時のみ※印を付しています。)

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
疾病入院保険金 ★疾病補償特約 ☆特定精神障害補償特約セット 28ページ (☆)参照	保険期間の開始後*に発病*した病気*のため、保険期間中に入院*された場合(以下、この状態を「疾病入院」といいます。) (*)病気を補償する加入タイプに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始後とします。	疾病入院保険金日額 × 疾病入院の日数 (注1)・疾病入院された日からその日を含めて支払対象期間*(1,095日)を経過した後の入院に対しては、疾病入院保険金をお支払いしません。 ・1回の疾病入院*について、疾病入院保険金を支払うべき日数の合計が支払限度日数*(180日)が限度となります。 (注2)疾病入院保険金をお支払いする期間中にさらに疾病入院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当する病気*を発病*された場合は、疾病入院保険金を重ねてはお支払いしません。	●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による病気* ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為による病気 ●精神障害*およびそれによる病気 ●戦争、その他の変乱*、暴動による病気(テロ行為による病気は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。)(*) ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による病気*(*) ●妊娠または出産(「療養の給付」等*) ●健康に関する告知のご回答等により補償対象とならない病気*(*) (加入者証等に記載されます。)
疾病手術保険金 ★疾病補償特約 ☆疾病手術保険金等支払倍率変更特約セット ☆特定精神障害補償特約セット 28ページ (☆)参照	①疾病入院保険金をお支払いする場合で、その病気*の治療*のために疾病入院保険金の支払対象期間*(1,095日)中に手術*を受けられたとき。 ②保険期間の開始後*に発病*した病気*の治療*のために、保険期間中に手術を受けられた場合 (*)病気を補償する加入タイプに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始後とします。	1回の手術*について、次の額をお支払いします。 ①入院*中に受けた手術の場合… $\frac{\text{疾病入院保険金日額}}{20} \times 20$ ②①以外の手術の場合… $\frac{\text{疾病入院保険金日額}}{5} \times 5$ (注)次に該当する場合のお支払方法は下記のとおりとなります。 ①同一の日に複数回の手術を受けた場合 疾病手術保険金の額の高いいずれか1つの手術についてのみ保険金をお支払いします。 ②1回の手術を2日以上にわたって受けた場合 その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとします。 ③医科診療報酬点数表に手術料が1日につき算定されるものとして定められている手術に該当する場合その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとします。 ④医科診療報酬点数表において、一連の治療*過程で複数回実施しても手術料が1回のみ算定されるものとして定められている区分番号に該当する手術について、被保険者が同一の区分番号に該当する手術を複数回受けた場合 その手術に対して疾病手術保険金が支払われることとなった直前の手術を受けた日からその日を含めて14日以内に受けた手術に対しては、保険金をお支払いしません。	●原因がいかなくとも、頸(けい)部症候群*、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの* ●健康に関する告知のご回答等により補償対象とならない病気*(*) (加入者証等に記載されます。)
疾病放射線治療保険金 ★疾病補償特約 ☆特定精神障害補償特約セット 28ページ (☆)参照	①疾病入院保険金をお支払いする場合で、その病気*の治療*のために疾病入院保険金の支払対象期間*(1,095日)中に放射線治療*を受けられたとき。 ②保険期間の開始後*に発病*した病気*の治療*のために、保険期間中に放射線治療を受けられた場合 (*)病気を補償する加入タイプに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始後とします。	1回の放射線治療*について、次の額をお支払いします。 $\frac{\text{疾病入院保険金日額}}{10} \times 10$ (注1)同一の日に複数回の放射線治療を受けた場合は、いずれか1つの放射線治療についてのみ保険金をお支払いします。 (注2)疾病放射線治療保険金を支払うべき放射線治療を複数回受けた場合は、疾病放射線治療保険金が支払われることとなった直前の放射線治療を受けた日からその日を含めて60日以内に受けた放射線治療については、保険金をお支払いしません。	(注)「精神障害」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類コードF00からF09またはF20からF99に規定されたもの以外とし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003年版)準拠」によります。(特定精神障害補償特約(自動的にセットされます。))のセット後の内容となります。 <支払対象外となる精神障害の例> アルコール依存、薬物依存 など

《基本セット》ケガと病気コース
疾病保険金

次ページへつづく

ケガと病気の保険
ご退職後は
オプション
加入申込票記入例
健康状況告知書質問事項
所得補償保険
登録方法のご案内
生活サポートサービス
請求手続きについて
保険の概要・重要事項

保険金をお支払いする場合・しない主な場合<団体総合生活補償保険(MS&AD型)>

※印を付した用語については、29～30ページの「※印の用語のご説明」をご覧ください。(各欄の初出時のみ※印を付しています。)

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
疾病通院保険金 ★疾病補償特約 ☆特定精神障害補償特約セット 28ページ (☆)参照 (基本セット)ケガと病気の保険 疾病保険金	疾病入院保険金をお支払いする疾病入院が終了し、退院した後、その疾病入院の原因となった病気 [※] の治療 [※] のため、通院 [※] された場合(以下、この状態を「疾病通院」といいます。) (注1)疾病入院保険金をお支払いする期間中に疾病通院された場合は、疾病通院保険金をお支払いしません。 (注2)疾病入院保険金をお支払いする期間中に疾病通院された場合は、疾病通院保険金をお支払いしません。 (注3)疾病入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過する日までに、その疾病入院の原因となった病気(これと医学上因果関係がある病気 [※] を含みます。))によって再度疾病入院に該当した場合で、前の疾病入院の終了後、後の疾病入院が開始するまでの期間中に疾病通院されたときは、その日数を疾病通院の日数に含めて疾病通院保険金をお支払いします。	$\text{疾病通院保険金日額} \times \text{疾病通院の日数}$ (注1)・疾病入院の終了した日の翌日から起算して疾病通院保険金の支払対象期間 [※] (180日)を経過した後の通院に対しては、疾病通院保険金をお支払いしません。なお、疾病入院保険金の支払対象期間(1,095日)内に疾病入院が終了していない場合には、疾病入院の終了した日または疾病入院保険金の支払対象期間が満了した日の翌日から起算して180日を経過した日のいずれか早い日が疾病入院の終了した日となります。 ・1回の疾病入院 [※] について疾病通院保険金を支払うべき日数の合計が疾病通院保険金の支払限度日数 [※] (30日)が限度となります。 (注2)疾病入院保険金をお支払いする期間中に疾病通院された場合は、疾病通院保険金をお支払いしません。 (注3)疾病入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過する日までに、その疾病入院の原因となった病気(これと医学上因果関係がある病気 [※] を含みます。))によって再度疾病入院に該当した場合で、前の疾病入院の終了後、後の疾病入院が開始するまでの期間中に疾病通院されたときは、その日数を疾病通院の日数に含めて疾病通院保険金をお支払いします。	前ページからのつづき (※2)これにより発生した保険金支払事由に該当した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に及ぼす影響が少なくないと引受保険会社が認めた場合は、保険金のお支払いは一部をお支払いすることがあります。 (※3)公的医療保険を定める法令に規定された「療養費の給付」に要する費用ならびに「療養費」、「家族療養費」および「保険外併用療養費」をいいます。 (※4)その病気と医学上因果関係がある病気 [※] を含みます。 (※5)病気を補償する加入タイプに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始時をいいます。 (※6)疾病入院保険金の支払いを伴わない疾病手術保険金または放射線治療保険金の場合は、それぞれ「手術の開始時」、「放射線治療の開始時」に疾病入院が開始したものとみなします。

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
親介護一時金 親介護 ★親介護一時金支払特約 ☆要介護3以上から要介護2以上への補償範囲拡大に関する特約(介護一時金支払特約用)セット (オプション)	保険期間中に、特約被保険者 ^(*) が要介護状態(要介護2以上の状態) [※] となり、90日を超えて継続した場合 (※)普通保険約款の被保険者の親(姻族を含みます。))のうち、この特約の被保険者として加入者証等に記載された方をいいます。 (注1)【継続加入において、継続前後でのご契約のお支払条件が異なる場合のご注意】 親が要介護状態となった場合に補償する加入タイプに継続加入の場合で、要介護状態の原因となった事由が発生した時がこの保険契約の保険期間の開始日より前であるときは、保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い金額となります。 ①要介護状態の原因となった事由が発生した時の保険契約のお支払条件で算出した金額 ②この保険契約のお支払条件で算出した金額 ただし、要介護状態の原因となった事由が発生した時が、その要介護状態の要介護状態開始日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、②により算出した金額をお支払いします。 (注2)特約被保険者が保険金請求者となります。なお、特約被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、同居または生計を共にする配偶者等が保険金を請求できることがあります。詳細は22ページの<代理請求人について>をご覧ください。	親介護一時金額の全額 (注)親介護一時金をお支払いした場合、この特約は失効します。 ●保険契約者、特約被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による要介護状態 ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為による要介護状態 ●自動車等 [※] の無資格運転、酒気帯び運転 [※] 中の事故による要介護状態 ●麻薬、あへん、大麻または覚せい剤等の使用による要介護状態(ただし、治療 [※] を目的として医師 [※] がこれらのものを用いた場合は、保険金をお支払いします。) ●アルコール依存、薬物依存または薬物乱用による要介護状態(ただし、治療を目的として医師が薬物を用いた場合は、保険金をお支払いします。) ●戦争、その他の変乱 [※] 、暴動による要介護状態(テロ行為による要介護状態は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による要介護状態 ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による要介護状態 ●原因がいかんときでも、頸(けい)部症候群 [※] 、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの [※] など (注)保険期間の開始時 ^(*) より前に要介護状態の原因となった事由 ^(*) が発生した場合は、保険金をお支払いしません。ただし、この特約をセットしたご契約に継続加入された場合で、要介護状態の原因となった事由 ^(*) が発生した時が、その事由による要介護状態が開始した日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、親介護一時金をお支払いします。 (※1)この特約をセットしたご契約に継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始時をいいます。 (※2)公的介護保険制度 [※] を定める法令の規定による要介護認定または要支援認定の効力が発生した場合を含みます。	

保険金をお支払いする場合・しない主な場合<団体総合生活補償保険(MS&AD型)>

※印を付した用語については、29～30ページの「※印の用語のご説明」をご覧ください。(各欄の初出時のみ※印を付しています。)

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
先進医療費用保険金 ★先進医療費用保険金補償特約 ☆特定精神障害補償特約セット (オプション)	ケガ [※] または病気 [※] の治療 [※] のため、保険期間中に日本国内において先進医療 ^(*) を受けた場合で、被保険者が先進医療に伴う費用を負担されたとき。 (注)【継続加入において、継続前後でのご契約のお支払条件が異なる場合のご注意】 先進医療に伴う費用を補償する加入タイプに継続加入の場合で、ケガの原因となった事故発生の際または病気 ^(*) を発病 [※] した時がこの保険契約の保険期間の開始日より前であるときは、先進医療費用保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い額となります。 ①ケガの原因となった事故発生の際または病気を発病した時の保険契約のお支払条件で算出した金額 ②この保険契約のお支払条件で算出した金額 ただし、ケガの原因となった事故発生の際または病気 ^(*) を発病した時が、そのケガまたは病気によって先進医療を開始した日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、②により算出した額をお支払いします。 (※1)「先進医療」とは、治療を受けた日現在において厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に厚生労働大臣が定めるもの(先進医療ごとに別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるもの)に限ります。をいいます。医療技術、医療機関および適応症等が先進医療に該当しない場合、支払対象外となります。なお、先進医療の対象となる医療技術、医療機関および適応症等は、一般の保険診療への導入や承認取消等の事由によって、変動します。受療された日現在において、先進医療に該当しない場合、お支払いの対象外となります。 (※2)先進医療の原因となった病気と医学上因果関係がある病気 [※] を含みます。	被保険者が負担された次の費用を被保険者にお支払いします。 ア.先進医療に要する費用 ^(*) イ.先進医療を受けるための病院等との間の交通費(転院、退院のための交通費を含みます。) ウ.先進医療を受けるための宿泊費(1泊につき1万円限度) (※)先進医療を受けた場合の費用のうち、保険外併用療養費およびこれに伴う一部負担金以外の費用をいいます。ただし、保険外併用療養費には、保険外併用療養費に相当する家族療養費を含みます。なお、保険外併用療養費とは、公的医療保険制度から給付される部分をいい、一部負担金とは公的医療保険制度と同様の本人負担金をいいます。 (注1)加害者等から支払われる損害賠償金などがある場合は、被保険者が負担された費用から差し引きます。 (注2)保険金のお支払額は、保険期間を通じ、先進医療費用保険金額が限度となります。 (注3)補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。	傷害保険金および疾病保険金の「保険金をお支払いしない主な場合」と同じ。ただし、疾病保険金の「保険金をお支払いしない主な場合」の(注)を次のとおり読み替えます。 (注)保険期間の開始時 ^(*) より前に被ったケガまたは発病 [※] した病気 ^(*) については保険金をお支払いしません。ただし、先進医療に伴う費用を補償する加入タイプに継続加入された場合で、ケガの原因となった事故発生の際または病気を発病した時が、そのケガまたは病気による先進医療を開始された日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、保険金をお支払いします。 (※4)その病気と医学上因果関係がある病気 [※] を含みます。 (※5)先進医療に伴う費用を補償する加入タイプに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始時をいいます。
携行品損害保険金 ★携行品損害補償特約 ☆新価保険特約(携行品損害補償特約用)セット ☆携行品損害補償特約の保険の対象の追加に関する特約セット (オプション)	保険期間中の偶然な事故(盗難・破損・火災など)により、携行品 ^(*) に損害が発生した場合 (※1)「携行品」とは、被保険者が住宅(敷地を含みます。))外において携行している被保険者所有の身の回り品 ^(*) をいいます。ただし、28ページの「補償対象外となる主な「携行品」」を除きます。 (※2)「身の回り品」とは、被保険者が所有する、日常生活において職務の遂行以外の目的で使用する動産(カメラ、衣類、レジャー用品等)をいいます。	$\text{損害の額} - \text{免責金額}^*(1\text{回の事故に}3,000\text{円})$ (注1)損害の額は、再調達価額 [※] によって定めます。ただし、被害物が貴金属等の場合には、保険価額によって定めます。なお、被害物の損傷を修繕しうる場合においては、損害発生直前の状態に復するのに必要な修繕費をもって損害額を定め、価値の下落(格落損)は含みません。この場合においても、修繕費が再調達価額を超えるときは、再調達価額を損害の額とします。 (注2)損害の額は、1個、1組または1対のものについて10万円が限度となります。ただし、通貨または乗車券等(鉄道・船舶・航空機の乗車船券・航空券、宿泊券、観光券または旅行券をいいます。ただし、定期券は含まれません。))もしくは小切手については1回の事故につき5万円が限度となります。 (注3)保険金のお支払額は、保険期間を通じ、携行品損害保険金額が限度となります。 (注4)補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。	●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による損害 ●被保険者と同居する親族 [※] の故意による損害 ●自動車等 [※] の無資格運転、酒気帯び運転 [※] または麻薬等を使用した運転中の事故による損害 ●公権力の行使(差し押え・没収・破壊等)による損害 ●携行品の自然の消耗、劣化、性質による変色・さび・かび・腐敗・ひび割れ・はがれ・発酵・自然発熱、ねずみ食い、虫食い、欠陥等による損害 ●携行品の平常の使用または管理において通常発生し得るすり傷、かき傷、塗料のはがれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または汚損であって、携行品が有する機能の喪失または低下を伴わない損害 ●偶然な外来の事故に直接起因しない携行品の電氣的事故・機械的事故(故障等)による損害。ただし、これらの事由によって発生した火災による損害を除きます。 ●携行品である液体の流出による損害。ただし、その結果として他の携行品に発生した損害を除きます。 ●携行品の置き忘れまたは紛失による損害 ●戦争、その他の変乱 [※] 、暴動による損害(テロ行為による損害は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による損害 ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による損害 ●28ページの「補償対象外となる主な「携行品」」の損害 など

保険金をお支払いする場合・しない主な場合<団体総合生活補償保険(MS&AD型)>

※印を付した用語については、29～30ページの「※印の用語のご説明」をご覧ください。(各欄の初出時のみ※印を付しています。)

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
日常生活賠償保険金 ★日常生活賠償特約	<p>①保険期間中の次のア。またはイ。の偶然な事故により、他人の生命または身体を害したり、他人の物を壊したりして、法律上の損害賠償責任を負われた場合</p> <p>②日本国内において保険期間中の次のア。またはイ。の偶然な事故により、誤って線路へ立入ってしまったこと等が原因で電車等^(※1)を運行不能^(※2)にさせ、法律上の損害賠償責任を負われた場合</p> <p>ア.本人の居住の用に供される住宅^(※3)の所有、使用または管理に起因する偶然な事故 イ.被保険者の日常生活に起因する偶然な事故</p> <p>(※1)電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用具をいいます。 (※2)正常な運行ができなくなることをいいます。ただし、運行することにつき、物理的な危険を伴うものをいいます。 (※3)敷地内の動産および不動産を含みます。 (注)被保険者の範囲は、本人、配偶者[*]、同居の親族および別居の未婚[*]の子となります。なお、これらの方が責任無能力者である場合は、親権者・法定監督義務者・監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(責任無能力者の6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族に限ります。)を被保険者とします。「同居の親族」とは、本人またはその配偶者と同居の、本人またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。「別居の未婚の子」とは、本人またはその配偶者と別居の、本人またはその配偶者の未婚の子をいいます。</p>	<p>被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額⁺判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金⁻被保険者が損害賠償請求権者に対して損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その価額⁻免責金額[*](0円) (注1)1回の事故につき、日常生活賠償保険金額が限度となります。 (注2)損害賠償金額等の決定については、あらかじめ引受保険会社の承認を必要とします。 (注3)上記算式により計算した額とは別に、損害の発生または拡大を防止するために必要または有益であった費用、示談交渉費用、争訟費用等をお支払いします。 (注4)日本国内において発生した事故については、被保険者のお申出により、示談交渉をお引受けします。ただし、損害賠償請求権者が同意されない場合、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額が日常生活賠償保険金額を明らかに超える場合、正当な理由なく被保険者が協力を拒んだ場合、損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合には示談交渉を行うことができませんのでご注意ください。 (注5)補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の可否をご確認いただいたうえでご加入ください。</p>	<p>●保険契約者、被保険者またはこれらの方の法定代理人の故意による損害 ●被保険者の業務遂行に直接起因する損害賠償責任(仕事上の損害賠償責任) ●他人から借りたり預かたりした物を壊したことによる損害賠償責任 ●被保険者と同居する親族[*]に対する損害賠償責任 ●被保険者の使用人(家事使用人を除きます。)が業務遂行中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任 ●第三者との損害賠償に関する約定によって加重された損害賠償責任 ●心神喪失に起因する損害賠償責任 ●被保険者または被保険者の指図による暴行、殴打による損害賠償責任 ●自動車等[*]の車両(ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。)、船舶、航空機、銃器、業務のために使用する動産または不動産の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ●戦争、その他の変乱[*]、暴動による損害 ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による損害 ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による損害</p> <p>など</p>

保険金をお支払いする場合・しない主な場合<所得補償保険>

※印を付した用語については、29～30ページの「※印の用語のご説明」をご覧ください。(各欄の初出時のみ※印を付しています。)

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
所得補償保険金 ☆骨髄採取手術に伴う入院補償特約セット ☆保険期間開始前の発病の取扱いの変更に関する特約セット	<p>保険期間中に、ケガ[*]、病[*]気[*]または骨髄採取手術[*]により就業不能[*]となり、その状態が免責期間[*](4日)を超えて継続した場合</p> <p>就業不能期間のうち1か月に満たない期間の日数 30</p> <p>(※)1か月単位とし、1か月に満たない期間は切り捨てます。 (注1)保険金額が被保険者の平均月間所得額[*]を超えている場合には、平均月間所得額を保険金額として保険金のお支払額を計算します。 (注2)原因または発生した時が異なる複数のケガ[*]または病[*]気[*]により就業不能期間が重複した場合は、その重複する期間に対して保険金を重ねてはお支払いしません。 (注3)補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が生じることがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の可否をご確認いただいたうえでご加入ください。</p>	<p>●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ[*]や病[*]気[*] ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為によるケガや病[*]気[*] ●麻薬、あへん、大麻、覚せい剤、シンナーなどの使用によるケガや病[*]気[*] ●自動車等[*]の無資格運転または酒気帯び運転[*]中のケガ ●妊娠、出産、早産または流産によるケガや病[*]気[*](Eセットはお支払対象となります。) ●戦争、その他の変乱[*]、暴動によるケガや病[*]気[*](テロ行為によるケガや病[*]気[*]は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ ●核燃料物質等の放射性・爆発性等によるケガや病[*]気[*] ●原因がいかなるときでも、頸(けい)部症候群[*]、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見[*]のないもの ●健康に関する告知のご回答等により補償対象とならない病[*]気[*](※1)やケガ(加入者証等に記載されます。)</p> <p>などによる就業不能[*]</p> <p>●精神障害^(※2)を被り、これを原因として発生した就業不能 ●妊娠または出産による就業不能 ●骨髄採取手術[*]による就業不能となった時が、骨髄採取手術に伴う入院補償特約をセットした最初のご加入日からその日を含めて1年を経過した日の翌日の午前0時より前である場合 (注)ご加入をお引受けした場合でも、保険期間の開始時^(※3)より前に発病[*]した病[*]気[*](※1)または発生した事故によるケガについては保険金をお支払いしません。ただし、就業不能を補償するご契約に継続加入された場合で、病[*]気[*]を発病した時またはケガの原因となった事故発生の時が、就業不能となった日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは保険金をお支払いします。 (※1)その病[*]気[*]と医学上因果関係がある病[*]気[*]を含みます。 (※2)「精神障害」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類コードF00からF99に規定されたものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類要 1CD-10(2003年版)準拠」によります。<お支払対象外となる精神障害の例> 認知症、アルコール依存、薬物依存、統合失調症、人格障害、気分障害、知的障害 など (※3)就業不能を補償するご契約に継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始時をいいます。</p>	

ケガと病気の保険<団体総合生活補償保険(MS&AD型)>

(☆)疾病保険金(疾病入院保険金、疾病手術保険金、疾病放射線治療保険金、疾病通院保険金)

【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合のご注意】

病^{*}気^{*}を補償する加入タイプに継続加入の場合で、被保険者が疾病入院^(※1)の原因となった病^{*}気^{*}(※2)を発病^{*}した時がこの保険契約の保険期間の開始時より前であるときは、保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い額となります。

①病^{*}気^{*}を発病した時の保険契約のお支払条件で算出した金額

②この保険契約のお支払条件で算出した金額

ただし、病^{*}気^{*}(※2)を発病した時が、その病^{*}気^{*}による入院^(※1)を開始された日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、②により算出した額をお支払いします。

(※1)疾病入院保険金の支払いを伴わない疾病手術保険金または疾病放射線治療保険金の場合は、それぞれ「手術の開始時」、「放射線治療の開始時」に疾病入院が開始したものとみなします。

(※2)疾病入院^(※1)の原因となった病^{*}気^{*}と医学上因果関係がある病^{*}気^{*}を含みます。

【特約の説明】

セットする特約	特約の説明
条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約(自動セット)	保険金をお支払いしない場合のうち「戦争、その他の変乱 [*] 、暴動」については、テロ行為は支払いの対象となります。テロ行為とは、政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。
天災危険補償特約(A1, A3セット)	地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ [*] のときも、傷害保険金をお支払いします。 同様の取扱いとなる保険金 ・先進医療費用保険金
熱中症危険補償特約(A1, A2, A3, B2, C2セット)	保険期間中の急激かつ外来による日射または熱射により被った身体の障害についても、傷害後遺障害保険金、傷害入院保険金、傷害手術保険金または傷害通院保険金をお支払いします。
家族型への変更に関する特約(C2セット)	被保険者の範囲を、「契約概要のご説明」の「被保険者の範囲」に記載のとおり変更します。
夫婦型への変更に関する特約(B2セット)	
疾病手術保険金等支払倍率変更特約(A1セット)	疾病手術保険金について、入院 [*] 中に受けた手術 [*] の場合のお支払額を、[疾病入院保険金日額]×20に変更します。

補償対象外となる運動等	<p>山岳登山^(※1)、リュージュ、ポプスレー、スケルトン、航空機^(※2)操縦^(※3)、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機^(※4)搭乗、ジャイロプレーン搭乗</p> <p>その他これらに類する危険な運動</p> <p>(※1)ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング(フリークライミングを含み、登る壁の高さが5m以下であるボルダリングは含みません。)をいいます。 (※2)グライダーおよび飛行船は含みません。 (※3)職務として操縦する場合は含みません。 (※4)モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラプレーン等のパラシュート型超軽量動力機は含みません。</p>
補償対象外となる職業	オートテスター(テストライダー)、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手(競輪選手)、モーターボート(水上オートバイを含みます。)、競争選手、猛獣取扱者(動物園の飼育係を含みます。)、プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手(レフリーを含みます。)、力士その他これらと同程度またはそれ以上の危険な職業
補償対象外となる主な「携行品」	船舶(ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。)、航空機・自動車・原動機付自転車・雪上オートバイ・ゴーカートおよびこれらの付属品、自転車・ハンングライダー・パラグライダー・サーフボード・ウインドサーフィン・ラジコン模型(無人機等を含みます。)、およびこれらの付属品、携帯電話・PHS・ポケットベル等の携帯式通信機器・ノート型パソコン・その他の携帯式パソコン・ワープロ・タブレット端末・ウェアラブル端末等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品、義歯、義肢、コンタクトレンズ、動物、植物、株券、有価証券(乗車券等、定期券、通貨および小切手は補償の対象となります。)、印紙、切手、預金証書または貯金証書(通帳およびキャッシュカードを含みます。)、クレジットカード、ローンカード、プリペイドカード、電子マネー、漁具(釣竿、竿掛け、竿袋、リール、釣具入れ、クーラー、びく、たも網、救命胴衣およびこれらに類似のつり用に設計された用具をいいます。)、稿本(本などの原稿)・設計書・図案・証書(運転免許証およびパスポートを含みます。)、帳簿・ひな形・鋳型・木型・紙型・模型・勳章・き章・免許状その他これらに類する物(印章は補償の対象となります。)、テープ、カード、ディスク、ドラム等のコンピュータ用の記録媒体に記録されているプログラム、データ

所得補償保険

(☆)【再度就業不能^{*}となった場合の取扱い】

免責期間^{*}を超える就業不能の終了後、就業不能が終了した日からその日を含めて6か月を経過する日までに、その就業不能の原因となったケガ^{*}または病^{*}気^{*}によって再度就業不能になった場合には、前の就業不能と後の就業不能をあわせて「同一の就業不能」として取り扱います。

【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合のご注意】

就業不能^{*}を補償するご契約に継続加入の場合で、ケガ^{*}の原因となった事故発生の時または病^{*}気^{*}(※)を発病^{*}した時がこの保険契約の保険期間の開始時より前であるときは、保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い金額となります。

①ケガ^{*}の原因となった事故発生の時または病^{*}気^{*}を発病した時の保険契約のお支払条件で算出した金額

②この保険契約のお支払条件で算出した金額

ただし、ケガ^{*}の原因となった事故発生の時または病^{*}気^{*}を発病した時が就業不能となられた日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、②により算出した金額をお支払いします。

(※)就業不能の原因となった病^{*}気^{*}と医学上因果関係がある病^{*}気^{*}を含みます。

【特約の説明】

セットする特約	特約の説明
条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約(自動セット)	保険金をお支払いしない場合のうち「戦争、その他の変乱 [*] 、暴動」については、テロ行為は支払いの対象となります。テロ行為とは、政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。
無事故戻しに関する規定の不適用特約(自動セット)	保険期間が満了した場合で、保険期間中に保険金をお支払いする就業不能 [*] が発生しなかったときでも、無事故戻し返れい金をお支払いしません。
妊娠に伴う身体障害補償特約(Eセット)	公的医療保険の「療養の給付」等 [*] の対象となる「妊娠、出産、早産または流産」によって被ったケガ [*] または病 [*] 気 [*] による就業不能 [*] の場合も、所得補償保険金をお支払いします。

※印の用語のご説明

- ア行** ●「医学上因果関係がある病気」とは、医学上重要な関係にある一連の病気*をいい、病名を異にする場合であってもこれを同一の病気として取り扱います。たとえば、高血圧症とこれに起因する心臓疾患または腎臓疾患等をいいます。
- 「医学的他覚所見のないもの」とは、被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、脳波所見、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。
- 「医師」とは、被保険者以外の医師をいいます。

特約名称	特約固有の「医師」の範囲
親介護一時金支払特約	保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方以外の医師

- 「1回の疾病入院」とは、疾病入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過する日までに、その疾病入院の原因となった病気*(これと医学上因果関係がある病気*を含みます。)によって再度疾病入院に該当した場合には、前の疾病入院と後の疾病入院を合わせて「1回の疾病入院」として取り扱います。
- カ行** ●「ギプス等」とは、ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、シーネその他これらに類するもの(硬性コルセット、創外固定器、その他医学上ギプスと同程度の安静を保つために用いるものをいい、バストバンド、軟性コルセット、サポーター、頸(けい)椎カラー、厚紙副子、ニーブレース等は含まれません。)をいいます。
- 「競技等」とは、競技、競争、興行(*)または試運転をいいます。また、競技場におけるフリー走行など競技等に準ずるものを含みます。(*)いずれもそのための練習を含みます。
- 「頸(けい)部症候群」とは、いわゆる「むちうち症」をいいます。
- 「ケガ」とは、急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害をいいます。
- 「急激」とは「事故が突発的で、傷害発生までの過程において時間的間隔がないこと」を意味します。
- 「偶然」とは「保険事故の原因または結果の発生が被保険者にとって予知できない、被保険者の意思に基づかないこと」を意味します。
- 「外来」とは「保険事故の原因が被保険者の身体外部からの作用によること、身体に内在する疾病要因の作用でないこと」を意味します。
- 「傷害」には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状(*)を含み、次のいずれかに該当するものを含まません。
- ①細菌性食中毒 ②ウイルス性食中毒
- (*)継続的に吸入、吸収または摂取した結果発生する中毒症状は含みません。
- 「ケガを被った所定の部位」とは、次のいずれかの部位(指、顔面等は含まれません。)をいいます。
- ・長管骨(上腕骨、橈骨、尺骨、大腿骨、脛骨および腓骨をいいます。以下同様とします。)または脊柱
 - ・長管骨に接続する上肢または下肢の3大関節部分(中手骨、中足骨およびそれらより指先側は含まれません。)。ただし、長管骨を含めギプス等*の固定具を装着した場合に限ります。
 - ・肋骨・胸骨(鎖骨、肩甲骨は含まれません。)。ただし、体幹部にギプス等の固定具を装着した場合に限ります。
- 「後遺障害」とは、治療*の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。ただし、被保険者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの*を除きます。
- 「公的介護保険制度」とは、介護保険法に基づく介護保険制度をいいます。
- 「誤嚥(えん)」とは、食物、吐物、唾液等が誤って気管内に入ることを入ります。
- 「骨髄採取手術」とは、組織の機能に障害がある方に対して骨髄幹細胞を移植することを目的とした被保険者の骨髄幹細胞を採取する手術をいいます。ただし、骨髄幹細胞の提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合は含みません。
- サ行** ●「再調達価額」とは、損害が発生した時の発生した場所における保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに必要な額をいいます。なお、再取得に必要な額は、被害物を購入したときの金額より低い金額となる場合があります。
- 「自動車等」とは、自動車または原動機付自転車をいいます。
- 「支払限度日数」とは、支払対象期間*内において、支払いの限度となる日数をいい、それぞれについて、加入者証等記載の期間または日数とします。

適用される保険金の名称	・傷害入院保険金 ・傷害通院保険金 ・疾病入院保険金 ・疾病通院保険金
-------------	-------------------------------------

- 「支払対象期間」とは、支払いの対象となる期間をいい、それぞれについて、加入者証等記載の期間または日数をいいます。なお、入院*が中断している期間がある場合には、その期間を含む継続した期間をいいます。

適用される保険金の名称	・傷害入院保険金 ・傷害通院保険金 ・疾病入院保険金 ・疾病通院保険金
-------------	-------------------------------------

- 「酒気帯び運転」とは、道路交通法第65条(酒気帯び運転等の禁止)第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等*を運転することをいいます。
- 「就業不能」とは、被保険者がケガ*または病気*を被り、入院*していることまたは治療*を受けている(就業不能の原因が骨髄採取手術*の場合は、骨髄採取手術を直接の目的として入院している)ことにより、加入者証等記載の業務に全く従事できない状態をいいます。なお、ケガまたは病気によって死亡された後、あるいはケガまたは病気は治癒した後は就業不能に含みません。
- ・家事従事者特約をセットしたEセットの場合、「就業不能」とは、被保険者がケガ*または病気*を被り、入院*している(就業不能の原因が骨髄採取手術*の場合は、骨髄採取手術を直接の目的として入院している)ことにより、炊事、掃除、洗濯および育児等の家事に全く従事できない状態をいいます。なお、ケガまたは病気によって死亡された後は就業不能に含みません。
- 「就業不能期間」とは、てん補期間*内における被保険者の就業不能*の日数(就業不能の原因が骨髄採取手術*の場合は、就業不能の日数に4日を加えた日数)をいいます。
- 「手術」とは、次のいずれかに該当する診療行為をいいます。
- ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている診療行為(*1)。ただし、創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術ならびに抜歯手術を除きます。
- ②先進医療*に該当する診療行為(*2)
- (*1)①の診療行為には、歯科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても手術料の算定対象として列挙されているものを含みます。
- (*2)②の診療行為は、治療*を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものに限ります。ただし、診断、検査等を直接の目的とした診療行為ならびに注射、点滴、全身の薬剤投与、局所的薬剤投与、放射線照射および温熱療法による診療行為を除きます。
- 「乗用具」とは、自動車等*、モーターボート(水上オートバイを含みます。)、ゴーカート、スノーモービル、その他これらに類するものをいいます。
- 「親族」とは、6親等内の血族、配偶者*および3親等内の姻族をいいます。
- 「先進医療」とは、手術*または放射線治療*を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に厚生労働大臣が定めるもの(先進医療ごとに別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるもの)に限ります。)。をいいます。なお、先進医療の対象となる医療技術、医療機関および適応症等は、一般の保険診療への導入や承認取消等の事由によって、変動します。
- 「その他の変乱」とは、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変をいいます。
- タ行** ●「治療」とは、医師*が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。
- 「通院」とは、病院もしくは診療所に通い、または往診もしくは訪問診療により、治療*を受けることをいい、オンライン診療による診察を含みます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。なお、同月に複数回のオンライン診療を受けた場合で、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表においてオンライン診療料を1回算定された場合は、最初の1回のみ通院したものとみなします。
- 「溺水」とは、水を吸引したことによる窒息をいいます。

- 「てん補期間」とは、引受保険会社が保険金を支払う限度日数で、免責期間*終了日の翌日から起算する一定の期間(加入者証等記載の期間をいいます。)をいいます。この期間内で就業不能*である期間が保険金支払いの対象となります。

- ナ行** ●「入院」とは、自宅等での治療*が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師*の管理下において治療に専念することをいいます。
- ハ行** ●「配偶者」とは、婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情(内縁関係)にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます。

- 「発病」とは、医師*が診断(*した発病)をいいます。ただし、先天性異常については、医師が診断したことによりはじめて発見されることをいいます。
- (*)人間ドックや定期健康診断での指摘を含みます。
- 「病気」とは、被保険者が被ったケガ*以外の身体の障害をいいます。なお、団体総合生活補償保険(MS&AD型)につきましては、被保険者が病気によって被ったケガについては、病気として取り扱います。
- 「平均月間所得額」とは、被保険者が就業不能となる直前12か月における被保険者の所得の平均月間額をいいます。就業規則等に基づく出産・育児または介護を目的とした休業を取得していたことにより所得が減少していた場合等は、客観的かつ合理的な方法により調整を行います。
- ・家事従事者特約をセットしたEセットの場合、「平均月間所得額」は、171,000円とします。

- 「放射線治療」とは、次のいずれかに該当する診療行為をいいます。
- ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為
- ②先進医療*に該当する放射線照射または温熱療法による診療行為
- (注)①の診療行為には、歯科診療報酬点数表に放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為を含みます。

- マ行** ●「未婚」とは、これまでに婚姻歴がないことをいいます。
- 「免責期間」とは、就業不能*開始から起算して、継続して就業不能である一定の期間(加入者証等記載の日数)をいいます。この期間は保険金支払いの対象となりません。ただし、骨髄採取手術*による就業不能の場合には免責期間を適用しません。
- 「免責金額」とは、支払保険金の計算にあたって損害または費用の額から差し引く金額で、自己負担となる金額をいいます。

- ヤ行** ●「要介護状態(要介護2以上の状態)」とは、次のいずれかに該当する状態をいいます。
- ①公的介護保険制度*の第1号被保険者(65才以上) 要介護2以上の要介護認定の効力が生じた状態
- ②公的介護保険制度の第2号被保険者(40才以上65才未満) 要介護2以上の要介護認定の効力が生じた状態。ただし、原因が公的介護保険制度の要介護認定等の対象となる特定疾病(初老期における認知症等の16疾病)に該当しない場合は、要介護2以上に相当する約款所定の寝たきりまたは認知症により介護が必要な状態とします。
- ③公的介護保険制度の被保険者以外(40才未満) 要介護2以上に相当する約款所定の寝たきりまたは認知症により介護が必要な状態

- ラ行** ●「療養の給付」等とは、公的医療保険を定める法令に規定された「療養の給付」に要する費用ならびに「療養費」、「家族療養費」、「保険外併用療養費」、「入院時食事療養費」、「入院時生活療養費」、「移送費」および「家族移送費」をいいます。

重要事項のご説明 契約概要のご説明 ケガと病気の保険<団体総合生活補償保険(MS&AD型)><所得補償保険>

- ご加入に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。
- 申込人と被保険者(補償の対象者)が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。
- この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は、普通保険約款・特約等によって定まります。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。
- 契約取扱者が代理店または社員の場合は、引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

1. 商品の仕組みおよび引受条件等

(1) 商品の仕組み

<団体総合生活補償保険(MS&AD型)>
この保険は、被保険者(補償の対象者)が事故によりケガをされた場合(傷害補償特約等をセットした場合)や病気になられた場合(疾病補償特約等をセットした場合)等に保険金をお支払いします。なお、被保険者としてご加入いただける方および被保険者の範囲は次のとおりです。特約をセットすることで、携行品損害、賠償責任など日常でのさまざまな事故を補償することも可能です。

加入タイプ	被保険者の範囲(○：被保険者の対象 -：被保険者の対象外)		
	本人(*2)	配偶者	その他親族(*3)
本人型	○	—	—
家族型(*1)	○	○	○
夫婦型(*1)	○	○	—

主な特約	特約固有の被保険者の範囲
疾病補償特約	本人(*2)のうち、次のすべてに該当する方
先進医療費用保険金補償特約	・保険期間の開始時点で生後15日以上満89才以下の方 ・健康に関する告知の結果、ご加入できると判定された方
日常生活賠償特約	(a)本人(*2) (b)本人(*2)の配偶者 (c)同居の親族(本人(*2)またはその配偶者と同居の、本人(*2)またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族) (d)別居の未婚の子(本人(*2)またはその配偶者と別居の、本人(*2)またはその配偶者の未婚の子) (e) (a)から(d)までのいずれかに該当する方が責任無能力者である場合は、その方の親権者、その他の法定監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(*4)。ただし、その責任無能力者に関する事故に限ります。
親介護一時金支払特約 親介護	本人(*2)の親(姻族を含みます。2名までを限度とします。)のうち、加入申込票の特約被保険者欄に記載された次のすべてに該当する方 ・保険期間の開始時点で満20才以上89才以下の方 ・健康状況告知の結果、ご加入できると判定された方

- (*1) 家族型には「家族型への変更に関する特約」が、夫婦型には「夫婦型への変更に関する特約」がセットされます。
- (*2) 加入申込票の被保険者ご本人欄記載の方をいいます。
- (*3) 家族型の場合は次のいずれかの方をいいます。
- ・本人またはその配偶者と同居の、本人またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族
 - ・本人またはその配偶者と別居の、本人またはその配偶者の未婚の子

(※4) 監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方は、責任無能力者の6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族に限ります。

(注)同居・別居の別および続柄は保険金支払事由発生の際におけるものをいいます。住民票上は同居となっても実態が別居の場合は、ここでいう同居には該当しません。

<所得補償保険>

この保険は、被保険者(補償の対象者)がケガまたは病気により就業不能となられた場合に被保険者が被った損害に対して保険金をお支払いします。

なお、被保険者としてご加入いただける方および被保険者の範囲は次のとおりです。

被保険者としてご加入いただける方	現在働いて収入を得ている方で、保険期間開始時点で満20才以上の方かつ健康に関する告知の結果、ご加入できると判定された方に限ります。
被保険者の範囲	加入申込票の被保険者欄記載の方

(2) 補償内容

保険金をお支払いする場合は「保険金をお支払いする場合・しない主な場合」(23～28ページ)のとおりです。詳細は普通保険約款・特約に基づきます。

①保険金をお支払いする場合(支払事由)と保険金のお支払額

「保険金をお支払いする場合・しない主な場合」(23～28ページ)をご参照ください。

②保険金をお支払いしない主な場合(主な免責事由)

「保険金をお支払いする場合・しない主な場合」(23～28ページ)をご参照ください。なお、詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されております。

(3) セットできる主な特約およびその概要

「保険金をお支払いする場合・しない主な場合」(23～28ページ)をご参照ください。特約の内容の詳細は普通保険約款・特約に基づきます。

(4) 保険期間

この保険の保険期間は、1年間です。お客さまが実際にご加入いただく保険期間については、裏表紙および加入申込票の保険期間欄にてご確認ください。

(5) 引受条件

<団体総合生活補償保険(MS&AD型)>

ご加入いただく保険金額につきましては、次の点にご注意ください。お客さまが実際にご加入いただく保険金額につきましては、「保険料と保険金額」(3～4、7～8、20ページ)の保険金額欄および加入申込票、普通保険約款・特約等にてご確認ください。

・保険金額は被保険者(補償の対象者)の方の年齢・年収などに照らして適正な金額となるように設定してください。場合により、お引受けできない保険金額・ご加入条件等もありますのであらかじめご承知おきください。
・保険金額は、高額療養費制度等の公的保険制度を踏まえて設定してください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ(https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html)等をご確認ください。

<所得補償保険>

・所得補償保険金額は、被保険者(補償の対象者)が加入されている高額療養費制度等の公的医療保険制度の給付内容をご案内いただいたうえで、平均月間所得額の範囲内で適正となるよう、ご加入時に設定いただけます(就業不能にかかわらず得られる役員報酬、年金、利子、配当、不動産賃貸料などは平均月間所得額に含めることはできません。)。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ(https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html)等をご確認ください。詳細は代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。お客さまが実際にご加入いただく保険金額につきましては、「保険料と保険金額」(19ページ)の保険金額欄および加入申込票、普通保険約款・特約等にてご確認ください。

また、所得補償保険金額が平均月間所得額を超えている場合には、その超えた部分については保険金をお支払いできません。

2. 保険料

<団体総合生活補償保険(MS&AD型)>

保険料は保険金額・被保険者(補償の対象者)の方の年齢・保険期間等によって決定されます。お客さまが実際にご加入いただく保険料につきましては「保険料と保険金額」(3～4、7～8、20ページ)および加入申込票の保険料欄にてご確認ください。

<所得補償保険>

保険料は保険金額・年齢・お仕事の内容・免責期間・てん補期間等によって決定されます。お客さまが実際にご加入いただく保険料につきましては、「保険料と保険金額」(19ページ)および加入申込票の保険料欄にてご確認ください。

3. 保険料の払込方法について

「保険料の払込方法」(裏表紙)をご参照ください。

分割払の場合には、払込回数により、保険料が割増となっています。

4. 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

5. 解約返れい金の有無

ご加入の脱退(解約)に際しては、ご加入時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還します。

始期日から解約日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料の払込状況により追加の保険料をご請求する場合があります。追加で請求したにもかかわらず、その払い込みがない場合は、ご契約を解除することがあります。「注意喚起情報のご説明」の「7. 解約と解約返れい金」をご参照ください。

6. 無事故戻し返れい金<所得補償保険>

無事故戻しは行いません(無事故戻しに関する規定の不適用特約が自動セットされます。)

重要事項のご説明

注意喚起情報のご説明 ケガと病気の保険<団体総合生活補償保険(MS&AD型)><所得補償保険>

- ご加入に際して被保険者にとって不利益になる事項等、特にご注意ください事項をこの「注意喚起情報」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。
- 申込人と被保険者(補償の対象者)が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。
- この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は、普通保険約款・特約等によって定まります。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。
- 契約取扱者が代理店または社員の場合は、引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

1. クーリングオフ説明書(ご契約のお申込みの撤回等)

この保険は住友化学株式会社が発行する団体契約となる団体契約であることからクーリングオフの対象となりません。

2. 告知義務・通知義務等

(1)告知義務(ご加入時にお申出いただく事項)

■被保険者(補償の対象者)には、告知義務があり、代理店・扱者には告知受領権があります。告知義務とは、ご加入時に告知事項について、事実を正確に知らせる義務のことです。

■告知事項とは、危険に関する重要な事項として引受保険会社が告知を求めるもので、加入申込票に記載された内容のうち、「※」印がついている項目のことです。この項目について、故意または重大な過失によって告知がなかった場合や告知した事項が事実と異なる場合には、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。加入申込票の記載内容を必ずご確認ください。

【告知事項】

<団体総合生活補償保険(MS&AD型)>

①他の保険契約等^(*)に関する情報

(*)同種の危険を補償する他の保険契約等で、団体総合生活補償保険、普通傷害保険等をいい、いずれも積立保険を含みます。また、他の保険会社等における契約、共済契約、生命保険契約等を含みます。

②被保険者の「生年月日」「年齢」(病気を補償する契約に限ります。)

③被保険者の健康に関する告知(病気を補償する契約に限ります。)

(注)告知事項の回答にあたっては、「健康状況告知書ご記入のご案内」をご覧ください。

<所得補償保険>

①被保険者の「職業・職務」

②他の保険契約等^(*)に関する情報

(*)同種の危険を補償する他の保険契約等で、所得補償保険、団体長期障害所得補償保険等をいい、他の保険会社等における契約、共済契約、生命保険契約等を含みます。

③被保険者の「生年月日」「年齢」

④被保険者の健康に関する告知

【健康に関する告知について】

・被保険者(補償の対象者)の健康状況に関する質問事項(健康状況告知書質問事項)に正確にご回答ください。この質問事項に対するご回答は、口頭ではなく、加入申込票の「健康状況告知書質問事項回答欄」に、必ず被保険者本人ご自身でご記入のうえ、「健康状況告知書質問事項回答欄」にご署名ください。

・健康に関する告知の内容によってはご加入をお引受けできない場合がありますのであらかじめご了承ください。

・ご加入をお引受けした場合でも、ご加入時⁽¹⁾より前に発病した病気⁽²⁾または発生した事故によるケガについては保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康に関する告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。なお、継続加入である場合、病気を発病した時またはケガの原因となった事故発生の時が就業不能となられた日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは保険金をお支払いすることがあります。

(※1)新規にご加入される場合は「この保険契約のご加入時」、継続加入される場合は「継続加入してきた最初の保険契約のご加入時」をいいます。

(※2)就業不能の原因となった病気と医学上因果関係がある病気を含みます。発病日は医師の診断(人間ドックや定期健康診断での指摘を含みます。)によります。

(2)通知義務等(ご加入後にご連絡いただく事項)(所得補償保険)

■ご加入後、被保険者に次の事実が発生した場合は、遅滞なくご加入の代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。ご連絡がない場合、保険金を削減してお支払いすることがありますので、十分ご注意ください。

【通知事項】

・加入者証記載の職業・職務を変更した場合

(3)その他の注意事項

■同種の危険を補償する他の保険契約等^(*)で、過去3年以内に合計して5万円以上保険金を請求または受領されたことがある場合は、加入申込票の保険金請求履歴欄にその内容を必ず記入してください。

<団体総合生活補償保険(MS&AD型)>

(*)「同種の危険を補償する他の保険契約等」とは、団体総合生活補償保険、普通傷害保険等をいい、いずれも積立保険を含みます。また、他の保険会社等における契約、共済契約等を含みます。

<所得補償保険>

(*)「同種の危険を補償する他の保険契約等」とは、所得補償保険、団体長期障害所得補償保険等をいい、いずれも積立保険を含みます。また、他の保険会社等における契約、共済契約等を含みます。

■保険金受取人について

保 険 金 受 取 人	傷害死亡保険金	・傷害死亡保険金は、特に傷害死亡保険金受取人を定めなかった場合には、被保険者の法定相続人にお支払いします。 (注)傷害死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に定める場合、被保険者の同意を確認するための署名などをいただきます。なおこの場合、保険契約者と被保険者が異なるご契約を被保険者の同意のないままにご契約されていたときは、保険契約が無効となります。また、ご契約後に傷害死亡保険金受取人を変更する場合も、被保険者の同意を確認するための署名などをいただきます。
	上記以外	・普通保険約款・特約に定めております。

■ご加入後、申込人の住所などを変更される場合は、ご契約内容の変更等が必要となります。ただちに代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。

■所得補償保険は、ご加入後、直前12か月における被保険者の所得の平均月間額が著しく減少した場合は、代理店・扱者または引受保険会社へご連絡ください。将来に向かって、保険金額を、通知する直前の12か月における被保険者の所得の平均月間額まで減額することができます。

■団体総合生活補償保険(MS&AD型)は、被保険者が保険契約者以外の方である場合に、次のいずれかに該当するときは、被保険者は保険契約者にこの保険契約^(*)の解約を求めることができます。この場合、保険契約者はこの保険契約^(*)を解約しなければなりません。

①この保険契約^(*)の被保険者となることについて、同意していなかったとき

②保険契約者または保険金を受け取るべき方に、次のいずれかに該当する行為があったとき

- ・引受保険会社に保険金を支払わせることを目的としてケガや病気等が発生させ、または発生させようとしたこと。
- ・保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。

③保険契約者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当するとき

④他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。

⑤②～④の場合と同程度に被保険者の信頼を損ない、この保険契約^(*)の存続を困難とする重大な事由が発生させたとき

- ⑥保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了等により、この保険契約^(*)の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があったときまた、①の場合は、被保険者が引受保険会社に解約を求められます。その際は被保険者であることの証明書類等の提出が必要となります。
- (注) 家族型または夫婦型においては、被保険者ご本人から解約請求があった場合、または被保険者ご本人による引受保険会社への解約請求があった場合には、保険契約者は次のa.またはb.いずれかのことを行わなければなりません。ただし、この保険契約において、その被保険者ご本人が傷害後遺障害保険金の支払いを受けていた場合にはb.によるものとします。
- a. 家族のうち新たに本人となる方の同意を得て、本人をその方に変更すること。
 - b. この保険契約^(*)を解約すること。

- (*) 保険契約
その被保険者に係る部分に限ります。
- 所得補償保険は、被保険者が保険契約者以外の方である場合に、保険契約者との別段の合意があるときを除き、被保険者は保険契約者にこの保険契約^(*)の解約を求められます。この場合、保険契約者はこの保険契約^(*)を解約しなければなりません。

- (*) 保険契約
その被保険者に係る部分に限ります。
- 複数のご契約があるお客さまへ
次の特約等をセットする場合、補償内容が同様の保険契約(団体総合生活補償保険・所得補償保険以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にあるときは、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約や加入の要否を判断のうえ、ご加入ください。
- (注) 複数あるご契約のうち、これらの特約を1つのご契約のみにセットしている場合または1契約のみご加入した場合、ご加入を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外となったとき等は、特約の補償がなくなることがありますのでご注意ください。
- <補償が重複する可能性のある主なご契約および特約>

	今回ご加入いただく補償	補償の重複が発生する他の保険契約の例
①	団体総合生活補償保険(MS&AD型) 日常生活賠償特約	自動車保険 日常生活賠償特約
②	所得補償保険	他の所得補償保険

3. 補償の開始時期

始期日の午後4時に補償を開始します。保険料は、「保険料の払込方法」(裏表紙)記載の方法により払込みください。「保険料の払込方法」(裏表紙)記載の方法により保険料を払込みいただけない場合には、保険期間が始まった後であっても、保険金をお支払いしません。

4. 保険金をお支払いしない主な場合(主な免責事由)等

- (1) 保険金をお支払いしない主な場合
「保険金をお支払いする場合・しない主な場合」(23～28ページ)をご参照ください。なお、保険金を支払わない場合の詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されておりますのでご確認ください。
- (2) 重大事由による解除
次のことがある場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。
- ① 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、引受保険会社に保険金を支払わせることを目的としてケガや病気等を発生させ、または発生させようとしたこと。
 - ② 被保険者または保険金を受け取るべき方が、保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
 - ③ 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと。
 - ④ 他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。<団体総合生活補償保険(MS&AD型)のみ>
 - ⑤ 上記のほか、①～④と同程度に引受保険会社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を発生させたこと。

5. 保険料の払込猶予期間等の取扱い

- (1) 保険料は、「保険料の払込方法」(裏表紙)記載の方法により払込みください。「保険料の払込方法」(裏表紙)記載の方法により保険料を払込みいただけない場合には、保険金をお支払いできないことがあります。また、ご契約を解除させていただくことがあります。
- (2) 団体総合生活補償保険(MS&AD型)の分割払の場合で、保険金をお支払いする状況が発生し、保険金を支払うことにより契約の全部または一部が失効(または終了)したときには、未払込みの分割保険料を請求させていただくことがあります。

6. 失効について

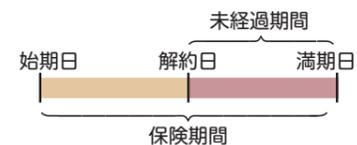
<団体総合生活補償保険(MS&AD型)>
ご加入後に、被保険者(家族型、夫婦型においては被保険者全員)が死亡された場合には、この保険契約は失効となります。なお、傷害死亡保険金をお支払いする場合に該当しない事由の死亡による失効のときは、未経過期間分の保険料を返還します。

<所得補償保険>
ご加入後に、被保険者が死亡された場合、または、被保険者がこの保険契約に基づき保険金が支払われる就業不能の原因となったケガや病気以外の原因によって、所得を得ることができるいかなる業務にも従事しなくなった場合もしくは従事できなくなった場合には、この保険契約は失効となります。この場合、未経過期間分の保険料を返還します。

7. 解約と解約返れい金

ご加入を途中で脱退(解約)される場合は、ご加入の代理店・扱者または引受保険会社までお申出ください。

- ・脱退(解約)日から満期日までの期間に応じて、解約返れい金を返還させていただきます。ただし、解約返れい金は原則として未経過期間分よりも少なくなります。



- ・始期日から脱退(解約)日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料について、追加のご請求をさせていただくことがあります。

8. 保険会社破綻時等の取扱い

「ご注意ください」(14ページ)をご参照ください。

9. 個人情報の取扱いについて

パンフレット(15ページ)をご参照ください。

10. 「現在のご契約の解約・減額を前提とした新たなご契約」のご注意

現在のご契約について解約、減額などの契約内容の変更をされる場合には、被保険者にとって不利益となるときがあります。また、新たにお申込みの保険契約についても制限を受ける場合があります。

(1) 現在のご契約について解約、減額などをされる場合の不利益事項

- ① 多くの場合、現在のご契約の解約返れい金は払込みいただいた保険料の合計額よりも少ない金額となります。特にご契約後短期間で解約された場合の解約返れい金はまったくないか、あってもごくわずかです。
- ② 一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権を失うことがあります。

(2) 新たな保険契約(団体総合生活補償保険(MS&AD型)・所得補償保険)をお申込みされる場合のご注意事項

- ① 新たにお申込みの保険契約については、被保険者の健康状況などによりご加入をお引受けできない場合があります。
- ② 新たにお申込みの保険契約については、その保険契約の保険期間の開始日より前に発生している病気やケガ等に対しては保険金をお支払いできないことがあります。
- ③ 新たにお申込みの保険契約については、現在のご契約と商品内容が異なることがあります。新たな保険契約にご加入された場合、新たな保険契約の始期日における被保険者の年齢により計算された保険料が適用されるとともに、新たな保険契約の普通保険約款・特約が適用されます。
- ④ 新たにお申込みの保険契約については、保険料計算の基礎となる予定利率・予定死亡率等が解約・減額される契約と異なることがあります。

この保険商品に関するお問合わせは	三井住友海上へのご相談・苦情・お問合わせは
<p>【代理店・扱者】</p> <p>住化不動産株式会社 保険事業部</p> <p>【フリーダイヤル】 0120-122-043</p> <p>(大阪) 06-6220-3010 (愛媛) 0897-37-1825 (東京) 03-6837-9001 (ハリマ) 079-435-6070 (千葉) 0436-61-4593 (大分) 097-523-1238</p>	<p>「三井住友海上お客さまデスク」</p> <p>0120-632-277 (無料)</p> <p>「チャットサポートなどの各種サービス」</p> <p>https://www.ms-ins.com/contact/cc/</p> <p>こちらからアクセスできます。</p> 
万一、ケガをされたり、病気になられた場合は	指定紛争解決機関
<p>遅滞なく代理店・扱者または下記にご連絡ください。</p> <p>24時間365日事故受付サービス</p> <p>「三井住友海上事故受付センター」</p> <p>事故は いち早く</p> <p>0120-258-189 (無料)</p> <p>事故の連絡は、「インターネット受付」も行っています。インターネット事故受付サービス「三井住友海上保険金請求WEB」は、こちらから→</p> <p>※対応可能な事故は限定されています。詳細はWEB画面をご覧ください。</p> 	<p>引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。</p> <p>一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター</p> <p>【ナビダイヤル(全国共通・通話料有料)】 0570-022-808</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受付時間[平日 9:15～17:00(土日・祝日および年末年始を除きます)] ・携帯電話からも利用できます。 ・IP電話からは03-4332-5241におかけください。 ・おかけ間違いにご注意ください。 ・詳細は、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。 <p>https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/index.html</p>